

安心とやま

展開目標1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一

- 1 医師の養成・確保
- 2 看護師・保健師・助産師の養成・確保
- 3 最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進
- 4 質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療等の提供体制の充実
- 5 健康寿命日本一を目指す総合対策の推進
- 6 人の痛みに寄り添い、支える場づくり
- 7 食の安全の確保、食育の推進

展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進

- 8 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成
- 9 保健・医療・福祉の切れ目のない支援
- 10 介護・福祉人材の確保のための環境整備
- 11 高齢者の介護予防と介護サービス、認知症対策の充実
- 12 障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援
- 13 障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備

展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり

- 14 循環型社会・低炭素社会づくりの推進
- 15 「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」の確立
- 16 豊かな自然環境の保全
- 17 安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全
- 18 清らかな水資源の保全と活用
- 19 再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進

展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり

- 20 消防力や地域防災力等の強化による防災・危機管理体制の充実
- 21 防災・減災、災害に強い県土づくり
- 22 地震・津波対策、火山対策、原子力災害対策の充実
- 23 雪に強いまちづくり
- 24 犯罪の抑止と交通安全対策の推進
- 25 地域公共交通の維持活性化と新たな展開
- 26 安全・安心で豊かな住環境づくり
- 27 消費生活の安全の確保

政策の柱	安心とやま	政策名	1 医師の養成・確保
政策目標	地域医療を担う医師が確保され、すべての県民が質の高い患者本位の必要な医療を受けることができること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評 価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
医師数 (人口10万人当たり)	241.0人 (H22)	256.6人	284.1人	284.1人 (R4)	270人	270人	達成可能
	指標動向の 補足説明	本県の人口10万人当たりの医師数は全国平均を上回っており、H22年度からR4年度までの12年間で43.1人増加している。 (隔年調査のため、R1・R3・R5はデータなし)					
	達成見通しの 判断理由	R4年度時点で目標は達成しているが、令和6年4月に施行した医師の働き方改革に対応するため、今後も引き続き修学資金の貸与や初期臨床研修医の確保など、総合的な医師確保対策に取り組んでいく必要がある。 将来、富山県内で勤務する可能性が高い、医学生修学資金の貸与者数が順調に伸びており、達成可能と判断。					
小児科医師数 (小児人口1万人当たり)	11.1人 (H22)	12.8人	13.7人	13.7人 (R4)	12人以上	12人以上	達成可能
	指標動向の 補足説明	H22年度からR4年度までの12年間で、小児人口1万人当たりの小児科医数は2.6人増加し、R4年度時点では目標を達成している。 (隔年調査のためR1・R3・R5はデータなし)					
	達成見通しの 判断理由	R4年度時点で目標は達成しているが、令和6年4月に施行した医師の働き方改革に対応しながら、12人以上を維持するため、引き続き総合的な医師確保対策に取り組んでいく必要がある。 将来、富山県内で小児科や産科医として勤務する可能性が高い、医学生修学資金の貸与者数が順調に伸びており、達成可能と判断。					
産婦人科・産科医師数 (出生千人当たり)	12.1人 (H22)	14.0人	17.3人	17.3人 (R4)	14人以上	14人以上	達成可能
	指標動向の 補足説明	本県の出生千人当たりの産婦人科医数は、H22年度からR4年度までの12年間で5.2人増加し、R4年度時点では目標を達成している。 (隔年調査のため、R1・R3・R5はデータなし)					
	達成見通しの 判断理由	R4年度時点で目標は達成しているが、令和6年4月に施行した医師の働き方改革に対応しながら、14人以上を維持するため、引き続き総合的な医師確保対策に取り組んでいく必要がある。 将来、富山県内で産科医や小児科医として勤務する可能性が高い、医学生修学資金の貸与者数が順調に伸びており、達成可能と判断。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
医学生修学資金延べ貸与者数	H22:149人 ⇒ H23:186人 ⇒ H24:219人 ⇒ H25:249人 ⇒ H26:274人 ⇒ H27:315人 ⇒ H28:344人 ⇒ H29:378人 ⇒ H30:401人 ⇒ R1:416人 ⇒ R2:433人 ⇒ R3:451人 ⇒ R4:468人 ⇒ R5:487人	新規貸与者数は前年並みで順調な伸びを示している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【医師の需給推計】
<平成31年3月> 医師需給分科会において、第4次中間取りまとめを公表。 医師の働き方改革に関する検討会において、医師の時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等に係る取りまとめを公表。
<令和2年12月> 医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめを公表。
<令和3年5月> 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立。
<令和4年2月> 医師需給分科会において、第5次中間取りまとめを公表。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判 定 理 由	
地域医療を志す医師の養成・確保	・県内の公的病院等での勤務を目指す医学生へ修学資金を貸与しており、その卒業生が順次、県内での勤務を開始しており、今後も順調に勤務者が増加すると見込まれる。 ・県外出身の医学生の県内定着を図るため、令和6年度より富山県地域医療再生修学資金制度を拡充し、県外出身者を対象に加えるとともに、月の貸与額を増額した。これにより、修学資金の貸与者が増加すると見込まれる。	
初期臨床研修医や専門医の確保と育成	・初期臨床研修のマッチングでは、75名の研修医を確保した。 ・専門医制度に対応する専攻医の募集では、45名を確保した。	
産科や小児科、麻酔科、救急部門、総合診療などの人材確保	平成29年度から、富山大学及び金沢大学の「特別枠」卒業医師が、県内公的病院の産科、小児科、麻酔科、救急科、総合診療科で勤務を開始し、今後も順調に勤務者が増加すると見込まれる。	
医師の勤務環境の改善	・医療機関の勤務環境の改善を推進するため、引き続き医療勤務環境改善センターの活動を推進する。 ・令和6年4月に施行した医師の働き方改革に対応し、引き続き医師の労働時間短縮を進める必要がある。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
地域医療を志す医師の養成・確保	・地域医療を担う医師を確保するため、引き続き、県内公的病院等での勤務を希望する医学生への修学資金の貸与を行う。 ・地域枠医師の育成に向けた修学資金貸与条件の拡充等について検討する。	
初期臨床研修医や専門医の確保と育成	引き続き、県内臨床研修病院と連携のうえ、初期臨床研修医の確保を積極的に行うとともに、初期臨床研修医に対し、県内病院での専門研修の魅力をPRし、その定着を図る。	
産科や小児科、麻酔科、救急部門、総合診療などの人材確保	産科や小児科、麻酔科、救急部門、総合診療などの医師不足を解消するため、引き続き、富山大学医学部及び金沢大学医学類の「特別枠」入試の実施とともに、富山大学及び金沢大学と連携し、その入学生の県内定着を図る。	
医師の勤務環境の改善	・医療機関の労働時間短縮や勤務環境改善を推進するため、医療機関や県医師会と連携しながら、引き続き医療勤務環境改善センターの活動を推進する。 ・医師に対する時間外労働の上限規制の施行による地域医療提供体制への影響について把握し、必要な地域医療を確保しつつ医師の働き方改革に適切に対応していく必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	2 看護師・保健師・助産師の養成・確保
政策目標	医療の高度化や専門化、在宅医療の進展などに対応できる看護師・保健師・助産師が確保され、すべての県民が質の高い患者本位の必要な医療を受けることができること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
看護職員数 (人口10万人当たり)	1,362.5人 (H22)	1,564.7人	1,686.4人	1,686.4人 (R4)	1,740人以上	1,790人以上	要努力
	指標動向の 補足説明	本県の人口10万人当たりの看護職員数は全国平均を上回っており、H26年度からH28年度までの2年間で81.4人増加している。ただし、直近のR2年度からR4年度までの2年間は43.9人の増加に留まる。 (隔年調査のため、H23・25・27・29・R1・R3・R5はデータなし)					
	達成見通しの 判断理由	人口10万人当たりの看護職員数は増加傾向にあるが、職員数の伸びが緩やかであることから、目標達成には努力が必要と判断した。今後、地域医療構想の進捗状況を見ながら、看護職員の確保対策を推進する必要がある。					
認定看護師数	90人	222人	331人	338人	350人	475人	要努力
	指標動向の 補足説明	H26年度からR1年度に開講した富山県看護協会認定看護師教育センターにおいて、毎年度11～14人が受講し認定されている。また、県外教育課程においても例年約10人が受講し認定されている。					
	達成見通しの 判断理由	令和2年度から県内認定看護師教育センターの教育課程が休止となったため、目標達成には努力が必要と判断した。今後、研修支援事業を活用し、より一層、県外受講の促進に取り組む必要がある。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
看護学生修学資金延べ貸与者数	H22:631人 ⇒ H23:749人 ⇒ H24:846人 ⇒ H25:979人 ⇒ H26:1,102人 ⇒ H27:1,227人 ⇒ H28:1,345人 ⇒ H29:1,463人 ⇒ H30:1,574人 ⇒ R1:1,692人 ⇒ R2:1,804人 ⇒ R3:1,925人 ⇒ R4:2,022人 ⇒ R5:2,134人	新規貸与者数は前年並みで順調な伸びを示している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【看護職員の需給推計】 <平成27年12月> 地域間偏在等の是正などを踏まえた医療従事者の需給について検討するため、「医療従事者の需給に関する検討会」を開催。その下に、医師、看護職員、理学・作業療法士の3つの分科会を設置。 <平成28年3月> 第1回看護職員需給分科会が行われ、看護職員の需給を取り巻く状況や需給推計について検討。 <平成30年5月> 医師需給分科会にて検討した医師需給推計を基に、看護職員の需給推計を見直し、方向性を示す。 <平成31年2月> 国より「看護職員需給推計の策定について(医政局長通知)」が示され、都道府県が推計ツールを用いてデータを報告。 <令和元年11月> 医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会において、全国ベースの中間とりまとめを公表。 【国が示す看護職員確保に向けた施策】 1. 看護職員の復帰支援の強化(看護師等人材確保推進法改正、平成27年10月施行) 2. 勤務環境の改善を通じた定着・離職防止(医師法改正、平成26年10月施行) 3. 学習環境の整備等による看護学生の確保(看護関係資格の取得を目指す社会人経験者等の支援を含む)

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
県民の健康をライフステージに応じて支える看護師・保健師・助産師の確保	看護への理解や関心を高めるための普及啓発事業や、県内での就職を希望する看護学生への修学資金の貸与、県外看護学生を対象とした病院見学ツアーや若手看護職員との座談会など、県内就職を促進している。 また、看護師等養成所の運営費補助や県立大学の看護学部開設などにより、質の高い看護職員の養成に取り組んでいる。
看護師・保健師・助産師の資質向上	R2年度より、認定看護師教育課程及び特定行為研修への派遣について、対象範囲及び対象人数を拡充して助成することで、質の高い看護職員の育成に努めている。
職場定着・再就業支援	看護協会と連携し、看護職員の県内定着の促進や看護職員の再就職を支援するため、ハローワークとの連携強化にも取り組んでいる。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
県民の健康をライフステージに応じて支える看護師・保健師・助産師の確保	看護師等養成所への支援等により、看護職員の養成、職場定着支援、再就業支援等につき取り組む必要がある。	
看護師・保健師・助産師の資質向上	医療の高度化・専門化や、地域包括ケア体制の整備などに対応するため、質の高い看護職員の更なる育成は重要な課題である。	

政策の柱	安心とやま	政策名	3 最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進
政策目標	県内における国内最高水準のがん医療の提供や、がんの早期発見体制の強化、患者支援体制の充実などの取組みにより、がんによる死亡の減少やがんになっても安心して暮らせる社会が構築されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評 価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
がん死亡率 (人口10万人当たりの死亡数(高齢化に伴う死亡率上昇要素を排除した75歳未満の方の年齢調整後の死亡率))	81.5人	68.3人	66.9人	66.9人 (R4)	H28(2016) 対比 減少させる	H28(2016) 対比 減少させる	達成可能
指標動向の 補足説明	全体として減少傾向にあり、R4の数値は全国平均(67.4人)を下回っている。(全国23位)						
達成見通しの 判断理由	近年、がん死亡率(75歳未満年齢調整死亡率)は減少傾向にあり、今後も、がん予防(望ましい生活習慣、がん検診の受診等)に関する普及啓発や本県の充実したがん診療体制を継続・強化を図ることで、目標の達成は可能であると考えられる。						
市町村のがん検診受診率 (胃、肺、大腸、乳、子宮のがんの種類ごとの受診率)	胃 18.8% 肺 36.3% 大腸 22.9% 乳 30.5% 子宮 27.0%	胃 20.9% 肺 32.6% 大腸 26.8% 乳 29.7% 子宮 27.4%	胃 18.3% 肺 20.2% 大腸 17.2% 乳 20.3% 子宮 17.6%	胃 18.3% 肺 20.2% 大腸 17.2% 乳 20.3% 子宮 17.6% (R4)	50%以上	50%以上	要努力
指標動向の 補足説明	市町村がん検診受診率は近年横ばいだったが、R2年度からコロナ禍における受診控えのため低下している。また、目標の50%に達していない。 ※指標は、R3までは県独自に算定した受診率を、R4以降は厚労省の算定した受診率を用いている。						
達成見通しの 判断理由	受診率が最も高い乳がん検診でも、目標50%まで約30ポイント必要な状況であるため、「要努力」と判断したもの。						

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
がん予防推進員数	H24:357名 ⇒ H25:433名 ⇒ H26:456名 ⇒ H27:485名 ⇒ H28:519名 ⇒ H29:542名 ⇒ H30:549名 ⇒ R1:555名 ⇒ R2:569名 ⇒ R3:648名 ⇒ R4:763名 ⇒ R5:810名	県と「がん対策の推進に関する協定」を締結している企業との連携により、着実にがん予防推進員の養成を行っている。
地域連携クリティカルパスの運用件数	H24:160件 ⇒ H25:132件 ⇒ H26:79件 ⇒ H27:131件 ⇒ H28:200件 ⇒ H29:229件 ⇒ H30:221件 ⇒ R1:162件 ⇒ R2:148件 ⇒ R3:117件 ⇒ R4:146件 ⇒ R5:185件	地域連携クリティカルパスについては、県内のがん診療連携拠点病院で構成される「がん診療連携協議会パス部会」において運用が促進されるよう定期的な検討が行われている。
がん患者及び家族等の相談件数	H26:4,469件 ⇒ H27:4,530件 ⇒ H28:4,670件 ⇒ H29:5,169件 ⇒ H30:5,958件 ⇒ R1:6,669件 ⇒ R2:7,384件 ⇒ R3:7,373件 ⇒ R4:6,936件	高齢化に伴うがん患者の増加とともに、働き盛りの世代のがん患者や家族の相談ニーズの高まりによって近年の相談件数は増加傾向にあると考えられる。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・国では第4期がん対策推進基本計画を策定し(令和5年3月28日閣議決定)、がん医療の均てん化のため、がん診療連携拠点病院等を中心とした医療提供体制の整備が進められてきた一方で、地域間及び医療機関間で進捗状況に差があることや、あらゆる分野で、情報提供及び普及啓発の更なる推進が必要であるとしている。また、質の高いがん対策を持続可能なものとするため、役割分担や連携の強化、人材の適正配置など、地域資源の有効活用等に取り組むことと同時に、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生・まん延時や災害時における対応を検討するとともに、流行下で普及した保健医療サービスの提供方法の在り方についても検討を進める必要があるとしている。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判 定 理 由	
予防の強化と早期発見の推進	・近年、がん死亡率(75歳未満年齢調整死亡率)は低下している。 ・一方で、がん検診受診率は、目標の50%に達していない状況である。	
質の高い医療の確保	・本県では、二次医療圏ごとに、拠点病院を中核としたがん診療体制となっている。 ・特に、県がん診療連携拠点病院である県立中央病院では、平成28年9月に最新鋭のがん検査・治療機器を備え、また、ロボット手術やハイブリット手術といった最新治療方法や患者への負担が少ない次世代の低侵襲手術等に対応する「先端医療棟」を開設し、高度ながん医療を提供している。 ・富山大学附属病院ががんゲノム医療拠点病院に、県立中央病院ががんゲノム医療連携病院に指定され、がんゲノム医療を提供している。	
患者支援体制の充実	・県がん総合相談支援センターや拠点病院の相談支援センターでは、年間約7,000件の相談に対応している。 ・がんピア・サポーター(がんを体験した人やその家族等)による相談支援を充実させるため、がんピア・サポーターの養成や活動促進のためのフォローアップ研修を開催している。 ・各医療圏域の患者支援体制の推進及び関係者の資質向上のため、厚生センターと拠点病院等が協働でがん患者の在宅療養支援のための事例検討会を開催している。 ・小児・AYA世代のがん患者について、がん・生殖医療連携のネットワーク構築の推進及び妊孕制温存療法の医療費助成を行っている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
予防の強化と早期発見の推進	・がん検診受診率については、目標の50%に達していないため、関係機関と連携し、職域や家庭等も含めた幅広い普及啓発が必要である。	
質の高い医療の確保	・県民が安心して質の高いがん医療が受けられるよう、チーム医療の推進や拠点病院と地域の医療機関との連携強化、がんゲノム医療や免疫療法等の最新の医療技術への対応、がん医療を担う専門的な医療従事者の育成及び資質向上が必要である。	
患者支援体制の充実	・AYA世代や働く世代、高齢者など、各世代に応じた患者・家族への相談に的確に対応できるよう、県がん総合相談支援センター、拠点病院及び労働局等の関係機関との連携を充実して、患者支援に取り組む必要がある。 ・引き続きがん患者等の不安や悩みに寄り添うがんピア・サポーターの養成・フォローアップ等が必要である。 ・がん患者の在宅療法支援体制の推進のため、各圏域において、医療・介護の関係者を含めた事例検討会等の開催が必要である。	

政策の柱	安心とやま	政策名	4 質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療等の提供体制の充実
政策目標	高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを切れ目なく提供する体制が構築され、すべての県民が必要なときに安心して質の高い患者本位の必要な医療を受けることができること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
訪問看護ステーション設置数 (人口10万人当たり)	3.3事業所	5.7事業所	8.5事業所	9.4事業所	6.9事業所	8.1事業所	既に達成
指標動向の 補足説明	訪問看護ステーション設置数、伸び率ともに増加している。						
達成見通しの 判断理由	訪問看護ステーション設置数は現時点において最終目標値に達していることから既に達成と判断した。						
救急搬送者の軽症者割合 (救急搬送者のうち、傷病程度が入院加療を必要としなかった人の割合)	48.4%	42.7%	37.4%	38.4%	可能な限り 低下させる	可能な限り 低下させる	達成可能
指標動向の 補足説明	近年、救急搬送件数が増加する中、軽症者割合は減少傾向であったが、R5年度は前年度から1ポイント増加している。						
達成見通しの 判断理由	今後も救急医療機関の適正受診を呼びかけ、軽症者割合を低減させていくことで達成可能と判断した。						

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
地域医療支援病院数	R6現在 計10病院を承認 (H20 1病院、H21 1病院、H22 1病院、H25 1病院、 H28 1病院、H30 2病院、R1 3病院)	承認件数は着実に増加しており、県内4医療圏すべてにおいて確保することができた

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・平成24年2月 「社会保障・税一体改革大綱」において、医療サービス提供体制の制度改革として、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組むこととされた。
・平成26年6月 質が高く効率的な医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築し、高度急性期から在宅医療・介護サービスまでの一連の医療・介護サービスを一体的・総合的に確保するため「医療介護総合確保推進法」が成立。
・令和6年8月 「官民協働事業レビュー」にて、献血の普及啓発活動を引き続き実施すること、特に、若年層に向けては、SNSの活用など、啓発手法を工夫していくべきとの意見があった。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
医療連携体制の構築	不足する回復期機能病床への転換を進めている。 とやま医療情報ガイドを通じ、各医療機関のもつ医療機能情報を随時提供している。
高度救急医療体制、高度で専門的なリハビリテーション医療提供体制の整備	救急医療体制の充実については、救急医療施設への運営費補助を行うほか、小児患者の保護者向けの電話相談体制の拡充(H30年度～)等に取り組んでいる。 平成28年1月に県リハビリテーション病院・こども支援センターを開設し、県のリハビリテーション提供体制の中核拠点として、高度で専門的なリハビリ医療を提供している。 県リハビリテーション支援センター(県リハビリテーション病院・こども支援センター)を中核として、二次医療圏ごとに、地域リハビリテーション広域支援センターから専門職への技術支援を行うとともに、地域包括ケアサポートセンター等からリハビリ専門職を派遣し、地域の高齢者や希少疾患患者へのリハビリテーションの充実に取り組んでいる。
在宅医療提供体制の整備	在宅医療の推進拠点となる「富山県在宅医療支援センター」を平成27年度に設置し、在宅医療を担う医師の参入促進、教育研修を行うとともに、二次医療圏ごとに各郡市医師会が共同して行うアドバンス・ケア・プランニング(人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み)の推進に向けた取り組みを支援している。 訪問看護提供体制の安定化・機能強化を支援するため令和4年4月に「富山県訪問看護総合支援センター」を開設し、訪問看護ステーションの人材確保、質の向上、経営の安定化等の支援を実施している。 二次医療圏ごとに作成した入退院調整ルールの普及により、医療機関関係者と介護支援専門員等の連携を促進し、入退院患者の円滑な治療と療養支援に取り組んでいる。
医薬品、輸血用血液の安定供給等の確保	従前から、医薬品等の品質確保等については、医薬品等の製造・品質管理指導を行うとともに、医薬品等の製造販売業者等に対する講習会の開催や製造管理技術力向上等の支援に取り組んでいる。また、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進については、ジェネリック医薬品ガイドブック(一般向け、医療関係者向け)及びリーフレット等を活用した普及啓発、医療関係者に対するジェネリック医薬品メーカーでの視察研修の開催、公的病院採用ジェネリック医薬品目リストの作成・公表などに取り組んでいる。しかし、県内の医薬品製造所において不適切な製造が発覚し、患者、医療関係者の不安を抱かせる事案が生じたことから、再発防止と信頼回復のため、①業界が取り組む法令順守体制の整備、企業倫理の醸成等に対する支援、②県の製造・品質管理指導体制の充実・強化等に取り組んでいる。 県内で必要とされる血液製剤は概ね確保されている。なお、若年層への献血思想の普及啓発活動として、SNS等での広報や若年層に向けたキャンペーンを積極的に実施している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
医療連携体制の構築	急性期や慢性期機能から回復期機能病床等への病床転換に係る支援の拡充や、地域医療構想調整会議等での丁寧な議論を通じ、「富山県地域医療構想」に掲げる必要病床数を確保していく必要がある。	
高度救急医療体制、高度で専門的なリハビリテーション医療提供体制の整備	救急医療施設の機能分化及び連携等を進め、救急医療体制の一層の整備・充実に努める必要がある。 県リハビリテーション支援センターにおいて、高度で専門的なリハビリ医療提供体制の充実のため、研修等を通じて地域リハビリテーションの従事者の資質向上を図る必要がある。	
在宅医療提供体制の整備	入院から在宅への円滑な移行に向けた退院支援や、多職種協働による在宅での療養支援、本人が望む場所での看取り支援の充実に一層努める必要がある。	
医薬品、輸血用血液の安定供給等の確保	県内医薬品製造所における不正行為とそれに伴う患者、医療関係者の不安を抱かせる事案が生じた。この不安を払拭し、安心して医療が受けられ、安心して医療が行え、誇りを持って医薬品を製造できる環境を取り戻すため、引き続き、事例の再発防止と、医薬品産業の信頼回復に取り組む必要がある。 現在必要とされる血液製剤は確保しているが、将来にわたり安定的に確保していくため、引き続き若年層に対する献血の普及啓発に努める必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	5 健康寿命日本一を目指す総合対策の推進
政策目標	望ましい生活習慣の実践や適切な疾病対策などにより、県民一人ひとりが心身ともに健康な生活を送り、健康寿命日本一を実現していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評 価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)	男性70.63歳 (H22)	男性72.58歳	男性72.71歳 (R1)	男性72.71歳 (R1)	男性73.40歳	男性74.21歳	達成可能
	女性74.36歳 (H22)	女性75.77歳	女性76.18歳 (R1)	女性76.18歳 (R1)	女性76.55歳	女性77.32歳	
	指標動向の 補足説明	令和元年の本県の健康寿命は、男性が72.71歳、女性が76.18歳となり、前回の平成28年と比べ、男性では0.13歳、女性では0.41歳延びている。					
	達成見通しの 判断理由	本県の健康寿命は、平成25年→平成28年の男性1.63歳、女性1.01歳の伸び幅と比較して、平成28年→令和元年の男性0.13歳、女性0.41歳と伸び幅は鈍化しているものの、中間目標との差は男性0.69歳、女性0.37歳であり、最終目標は達成可能と見込んでいる。					
生活習慣の改善 ・歩行数(1日) 20歳以上65歳未満 ・野菜摂取量(1日) 20歳以上 ・食塩摂取量(1日) 20歳以上	男性 7,692歩 301.3g 12.2g (H22)	男性 7,185歩 294.5g 11.0g	男性 7,185歩 (H28) 245.4g 12.1g (R3)	男性 7,185歩 (H28) 245.4g 12.1g (R3)	男性 9,000歩 350g 8.0g	男性 9,000歩 350g 8.0g	要努力
	女性 6,549歩 289.5g 10.5g (H22)	女性 6,056歩 268.1g 9.1g	女性 6,056歩 (H28) 266.3g 10.3g (R3)	女性 6,056歩 (H28) 266.3g 10.3g (R3)	女性 8,500歩 350g 7.0g	女性 8,500歩 350g 7.0g	
	指標動向の 補足説明	野菜摂取量及び食塩摂取量が、前回の平成28年と比べて悪化している(全国的にも同様の傾向)。※R3は、H22、H28と調査方法等が異なるため、単純比較できないことに留意					
	達成見通しの 判断理由	野菜摂取量は、男性245.4g、女性266.3gとなり、前回の平成28年と比べ、男性で49.1g、女性で1.8g減少している。また、食塩摂取量は、男性12.1g、女性10.3gとなり、前回の平成28年と比べ、男性で1.1g、女性で1.2g増加している。今後は、働き盛り世代や健康無関心層を中心に、生活習慣の改善に向けた施策を一層進めていく必要がある。					
「健康経営」に取り組む企業数 (健康企業宣言富山推進協議会の「とやま健康企業宣言」に参加する企業数)	-	111社	786社	915社	400社	700社	既に達成
	指標動向の 補足説明	令和5年度においては、915社が「健康経営」に取り組んでおり、前年度から156社増加している。					
	達成見通しの 判断理由	「健康経営」の取組みの働きかけなどにより、新たな参加企業を毎年60社程度増やすことを目指していたが、令和4年度時点で最終目標である700社を突破している。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
運動習慣の改善に取り組む県民の人数	H28:2,205人 ⇒ H29:4,027人 ⇒ H30:7,052人 ⇒ R1:10,147人 ⇒ R2:13,121人 ⇒ R3:18,230人 ⇒ R4:23,992人 ⇒ R5: 29,130	働き盛りの健康づくり支援事業においてスマートフォンアプリ「元気とやまかがやきウォーク」を利用して運動習慣の改善に取り組む県民の人数(同アプリの累計ダウンロード数)は着実に増加しており、今後も増加が見込まれる。
県民一人ひとりの食生活改善を支援する事業者数	H29:632店 ⇒ H30:819店 ⇒ R1:874店 ⇒ R2:932店 ⇒ R3:854店 ⇒ R4:928店 ⇒ R5:696店	外食時における減塩や野菜摂取等のメニューを提供する「健康寿命日本一応援店」及び家庭における野菜摂取を促進する「野菜をもう一皿！食べようキャンペーン協力店」に係る事業はR5年度をもって廃止となった。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略市場創造プランの柱の一つとして、『国民の「健康寿命」の延伸』がテーマとして掲げられ、予防サービスの充実等により、国民の医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ、より質の高い医療・介護を提供することにより、『国民の健康寿命が延伸する社会』を目指すべきであるとされている。

・令和3年12月に厚生労働省が公表した令和元年の全国健康寿命は、男性72.68歳、女性75.38歳となり、平成28年時点と比べて男性で0.54年、女性で0.59年延びている。同期間における平均寿命は、男性で0.43年(80.98年→81.41年)、女性で0.31年(87.14年→87.45年)延びていることから、健康寿命の延伸分は平均寿命のそれを上回っている。

・令和4年8月に実施された「官民協働事業レビュー」では、働き盛りの健康づくり支援事業(スマートフォンアプリ「元気とやまかがやきウォーク」)について、ダウンロード数増加を図るためのPR等に取り組むよう意見が出た。

・令和5年8月に実施された「官民協働事業レビュー」では、食の健康づくり推進事業(健康寿命日本一応援店)と野菜をもう一皿！食べようキャンペーン事業について、事業の実施主体に関し、役割分担を見直すよう意見が出た。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
健康寿命日本一に向けた機運の醸成	・「富山県健康づくり県民会議」や「とやま健康企業宣言」、「とやま健康経営企業大賞」など、社会全体で健康づくりに取り組む機運の醸成に向けた施策を推進している。
生活習慣の改善	・減塩や野菜摂取の促進等の食生活改善やウォーキング等の運動習慣の改善など、県民一人ひとりの望ましい生活習慣の改善に向けた施策を推進している。
糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療	・生活習慣病に関する県民への啓発をより一層進めるとともに、「富山県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の推進を通じて糖尿病重症化予防と関係者の連携強化を図っている。
感染症など各種疾病対策の推進	・感染症については、感染症法等に基づき、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と人権に配慮した感染症対策を実施することにより、感染症の発生予防とまん延防止を図っている。 ・難病については、難病患者の医療費助成の実施、難病相談・支援センター及び厚生センター等における相談対応など、療養支援を行うとともに、医療提供体制の整備を図っている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
健康寿命日本一に向けた機運の醸成	・健康づくりを県民一人ひとりの個人の問題としてとらえるのではなく、職場や地域、家庭、学校など社会全体で健康づくりを推進する機運の醸成や、県民の健康づくりを支援する環境づくりを促進する必要がある。	
生活習慣の改善	・県民の塩分摂取の抑制や野菜摂取の推進などの食生活の改善、ウォーキング等の運動習慣の定着、十分な睡眠等による休養の確保など、望ましい生活習慣・健康づくり(一次予防)を社会全体で推進する必要がある。	
糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療	・生活習慣病発症予防及び重症化予防に関する正しい情報の提供が必要。 ・富山県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取組み(糖尿病未治療者・治療中断者への受診勧奨、かかりつけ医等と連携した治療中患者への保健指導等)の推進強化が必要。	
感染症など各種疾病対策の推進	・新興感染症に対する防疫体制の強化や、結核等の再興感染症などの予防対策、まん延対策の一層の推進が必要。 ・難病患者や家族等に対する相談支援や情報提供等の一層の充実が必要。	

政策の柱	安心とやま	政策名	6 人の痛みに寄り添い、支える場づくり
政策目標	こころの健康に関する相談体制の充実や自殺防止総合対策、DV対策、犯罪被害者等支援の充実により、地域で人の痛みに寄り添い、支える場がつけられていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺者数)	25.2	17.7	19.8	15.8 (概数)	17.4以下	14.4以下	要努力
	指標動向の 補足説明	自殺死亡率は、コロナ禍以降は下げ止まっている傾向にあったが、令和5年は改善した。					
	達成見通しの 判断理由	自殺対策の推進により、自殺者数、自殺死亡率は全国、富山県ともに近年は減少傾向にあったが、コロナ禍以降高止まりの状況にあった。令和5年は10万人あたり4.0人の改善となったが、目標としている2026年度の自殺死亡率に対してはまだ高い水準で推移しており、目標達成見通しは要努力と判断した。					
配偶者等からの暴力の相 談窓口の認知度 (県の男女間における暴力に 関する調査において「配偶者等 からの暴力について相談できる 窓口を知っている」と答える 人の割合)	50.7% (H19)	52.3% (H26)	60.2% (R1)	60.2% (R1)	70%	100%に近い 水準	要努力
	指標動向の 補足説明	令和元年度の認知度は、前回調査(平成26年度)から7.9ポイント増加している。(次回調査は令和6年度を予定)					
	達成見通しの 判断理由	DV理解のための広報・啓発活動を継続して実施したことにより、認知度を平成26年度から令和元年度間で上昇させることができた。しかしながら、目標としている令和8年度の認知度に対してはまだ差があるため、要努力とした。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
自殺対策計画策定市町村数	H28:ー⇒H29:ー⇒H30:12⇒R1:15	改正自殺対策基本法に基づき、全国各市町村において計画策定予定であり、令和元年度に県内15市町村全てで策定された。
DV対策基本計画策定市町村数	H28:9⇒H29:11⇒H30:12⇒R1:13⇒R2:13⇒R3:14⇒R4:14⇒R5:14	策定する市町村数に変動なし。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・我が国の自殺者数は平成10年に急増し、その後3万人を超え続けたが、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺対策は前進し、自殺者数は減少している。しかし、平成18年からの10年間で自殺者数は約30万人に上っているため、国において自殺対策基本法が改正(平成28年4月施行)され、自殺総合対策の更なる推進が図られている。また、県及び市町村では、国の交付金を活用した自殺対策の取組みを実施している。
・犯罪被害者支援については、国の「第5次男女共同参画基本計画」において、令和7年までに全都道府県に「性犯罪・性暴力の事案に対して365日緊急対応ができるワンストップ支援センター」の設置目標が設定されている(本県は平成30年3月に設置)。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判 定 理 由	
こころの健康づくりの推進	心の健康センター等でのこころの健康に関する相談体制を24時間に拡充、こころの健康に関する研修の充実や、ひきこもりに関する総合的な相談窓口の設置など、うつ病やひきこもり等の対策の推進、市町村や関係機関と連携した総合的な自殺対策を推進している。自殺死亡率は減少傾向にあるが、コロナ禍以降、目標としている2026年度の自殺死亡率に対し高い水準を推移しているため、引き続き自殺対策の充実を進めていく必要がある。	
配偶者等からの暴力(DV)のない社会づくり	・DV防止法の改正(R1.6施行)や県民意識の実態を踏まえ、令和2年度に「第4次富山県DV対策基本計画」を策定した。 ・市町村窓口担当者向けセミナーや医療関係者向け研修会を開催し、DV被害者への対応や早期発見に取り組んでいる。また、民間団体が実施するDV被害者支援事業及びDV防止事業に補助し、切れ目のない被害者支援を進めている。 ・県内のDV認知件数は平成24年度以降高水準で推移しているが、相談窓口の認知は十分とはいえない。引き続き、DV防止啓発に取り組む必要がある。	
犯罪被害者等の支援の充実	・令和3年に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画における様々な重点課題に対し、犯罪被害者への経済的・精神的支援、民間被害者支援団体への支援、支援者の育成、犯罪被害者等による講演、広報活動等について取り組んでいる。 ・県犯罪被害者等支援条例に基づく富山県犯罪被害者等支援協議会を平成29年8月に設立し、関係機関、民間支援団体等との連携に取り組むとともに、市町村職員も参加の研修会を開催し、犯罪被害者等を支援する人材育成に努めている。 ・平成30年3月に24時間365日対応の「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」を開設し、性暴力被害を受けた方に被害直後からの総合的な支援を行っている。 ・令和4年12月に富山県犯罪被害者等支援協議会で、「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」を発行し、県内全ての小中学校等に配布するとともに、教職員に対して普及啓発を行っている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
こころの健康づくりの推進	・地域の状況に応じた自殺対策が推進される必要がある。 ・年齢層別(若者、働く世代、高齢者)に応じた自殺対策の推進が必要である。	
配偶者等からの暴力(DV)のない社会づくり	・DVは家庭内で行われ、外部からの発見が難しいため、市町村、警察、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、DV被害者支援に取り組む必要がある。	
犯罪被害者等の支援の充実	・犯罪被害者等に寄り添った途切れない支援を充実させるため、引き続き、関係機関、民間支援団体等と緊密に連携・協力し、ワンストップサービスの実現や支援に携わる人材の育成、普及啓発活動による県民の理解増進に一層取り組む必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	7 食の安全の確保、食育の推進
政策目標	安全な食品が供給され、誰もが食品の安全性に関する情報を適時的確に入手できるとともに、県民自らが「食」に関する知識と理解を深め、地場産食材を積極的に活用しながら、健全な食生活を実践していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評 価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
児童生徒の朝食欠食割合 (「朝ご飯を食べていますか」との質問に対し、「いいえ、当てはまらない」と答える児童生徒の割合)	(小5) 0.8%	0.8%	1.0%	1.3%	限りなくゼロに近づける	限りなくゼロに近づける	要努力
	(中2) 1.7%	2.0%	2.6%	3.3%	限りなくゼロに近づける	限りなくゼロに近づける	
	指標動向の補足説明	本県の児童生徒の朝食欠食割合は、長期的に見ると18年前(H16)の小学生1.6%、中学生2.5%から改善してきたが、近年は微増傾向にある。					
	達成見通しの判断理由	食習慣は個々の家庭に依るところが大きいため、完全に0%にするにはかなりの努力を要する。今後も、朝食摂取並びに、朝食内容の栄養バランスの向上を目指して取組みを充実させていく。					
栄養バランスの改善度合 (脂肪からの摂取エネルギー比率)	(20歳代、H22) 28.0%	28.3%	28.2% ※(R3)	28.2% ※(R3)	20%以上 30%未満	20%以上 30%未満	達成可能
	(30歳代、H22) 26.6%	27.1%	28.7% ※(R3)	28.7% ※(R3)	20%以上 30%未満	20%以上 30%未満	
	指標動向の補足説明	20歳代は平成22年からほぼ横ばい、30歳代は平成22年から上昇傾向であるが、いずれも「日本人の食事摂取基準(2020年版)」の目標値の範囲内となっている。 ※R3は、H22、H28と調査方法等が異なるため、単純比較できないことに留意					
	達成見通しの判断理由	引き続きバランスの良い食生活の普及を行うことで、数値を目標の範囲内に維持することが可能と考えられるため。					
栄養バランスの改善度合 (野菜摂取量(1日) 20歳以上)	(男性、H22) 301.3g	294.5g	245.4g ※(R3)	245.4g ※(R3)	350g	350g	要努力
	(女性、H22) 289.5g	268.1g	266.3g ※(R3)	266.3g ※(R3)	350g	350g	
	指標動向の補足説明	策定時の平成22年から減少傾向となっている。 ※R3は、H22、H28と調査方法等が異なるため、単純比較できないことに留意					
	達成見通しの判断理由	前回調査時と比べ悪化かつ目標値とも乖離しており、目標の達成のためにはより一層の野菜の摂取量増加に向けた施策の推進に努める必要がある。					
栄養バランスの改善度合 (食塩摂取量(1日) 20歳以上)	(男性、H22) 12.2g	11.0g	12.1g ※(R3)	12.1g ※(R3)	8.0g	8.0g	要努力
	(女性、H22) 10.5g	9.1g	10.3g ※(R3)	10.3g ※(R3)	7.0g	7.0g	
	指標動向の補足説明	前回の平成28年と比べ、男性では1.1g、女性では1.2g増加と悪化し、策定時の平成22年と同程度となっている。 ※R3は、H22、H28と調査方法等が異なるため、単純比較できないことに留意					
	達成見通しの判断理由	前回調査時と比べ悪化かつ目標値とも乖離しており、目標の達成のためにはより一層の生活習慣の改善に向けた施策の推進が必要。					
食品ロス削減のための取組みを行っている人の割合 (食品ロスの問題を認識し、削減に向けて何らかの取組みを行っている人の割合)	—	62.9%	89.7%	88.6%	80.0%	90.0%	達成可能
	指標動向の補足説明	全国調査では76.7%であり、富山県は高い傾向にある。(R5 第2回消費生活意識調査(消費者庁))					
	達成見通しの判断理由	全県的な食品ロス削減運動の展開や意識啓発等により、食品ロス削減に向けた取組みが広がったと考えられる。今後も引き続き食品ロス削減に関する普及啓発を行うことで、達成することが見込める。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績		数値実績の補足説明
食品の安全に関する意見交換会の開催回数	H30:76回 ⇒ R1:87回 ⇒ R2:34回 ⇒ R3:36回 ⇒ R4:31回 ⇒ R5:34回		食品の安全を巡る諸問題等に対応するため、食品安全フォーラム等の意見交換会を実施。
食品関係施設の監視達成率	Aランク	H30:100% ⇒ R1:100% ⇒ R2:100% ⇒ R3:95.1% ⇒ R4:100% ⇒ R5:98.7%	R3は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、未達となったが、R4は監視指導計画に基づき、効率的・効果的に監視を実施し、目標を達成している。R5は対象施設の増加により未達となった。
	Bランク	H30:100% ⇒ R1:100% ⇒ R2:100% ⇒ R3:96.1% ⇒ R4:100% ⇒ R5:100%	R3は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、未達となったが、R4以降は監視指導計画に基づき、効率的・効果的に監視を実施し、目標を達成している。
「食ベトクとやま」ユーザー数	R4:5,600 ⇒ R5:8,504		R4開設。キャンペーンの実施によりユーザー数は増加している。
食育リーダーの登録者数	H29:53個人・団体 ⇒ H30:47個人・団体 ⇒ R1:48個人・団体 ⇒ R2:55個人・団体 ⇒ R3:55個人・団体 ⇒ R4:55個人・団体 ⇒ R5:55個人・団体		食育推進のため、県栄養士会・県医師会など幅広い分野から登録している。年間80～100回程度の派遣を計画しており、十分な登録者数を確保している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見（官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見）

・「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」の食品表示に関する規定を統合し、R2年4月から食品表示法（施行H27年4月1日、経過措置5年）に基づく新たな食品表示制度に完全移行された。また、令和4年4月1日からは、加工食品の原料原産地表示の義務化が完全施行されるとともに、遺伝子組換え表示制度については、令和5年4月1日から、任意表示が新たな制度に移行した。
・国においては、R3年3月に第4次食育推進基本計画を策定し、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進②持続可能な食を支える食育の推進③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を3つの重点事項として取り組むこととしている。
・県内の14市町村において、食育推進計画が策定されており、1市についても計画策定に向けて取り組んでいる。

4. 政策目標の達成（進捗）状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
食品の安全性に関する情報の受発信	「とやま食の安全・安心情報HP」や「食品安全フォーラム（R5年度より県公式YouTubeにて配信）」、県作成啓発資材の配布等により、適時的確な情報提供に努めるとともに、HP等を通じて県民からの問合せに対応した。
食品の安全性の確保と適正な表示の推進	食品表示講習会の開催や、各種団体からの要請に応じた講師派遣により、食品表示法の周知に努めるとともに、食品表示ウォッチャーによる調査を通じ、監視体制を強化することで食品表示の適正化を図った。
県民ぐるみの地産地消の推進	・近年、直売所の販売額や「とやまの旬」応援団の登録数の増加など、“地産地消”に対する県民理解が進んでいる。 ・「第3期とやま地産地消推進戦略」に基づき、「より安全な農林水産物の生産拡大・供給体制の整備」や「県産品の購買気運醸成・活用による消費拡大」などの地産地消運動を展開している。
富山の食に着目した食育の推進	・食生活改善チェックシートの活用や、若い世代の食育実践ガイドの作成、ホームページやマスメディアを活用した情報発信などにより、富山型食生活の県民への普及・啓発を図っている。また、農林漁業体験や調理体験の機会の充実や学校給食での県産品使用の推進など、食育の取組みが着実に進められている。 ・栄養教諭（R5:61名配置）や食育リーダー、食生活改善推進員、特産物の生産技術や食文化を伝承・創造する人材を認定する「とやま食の匠」（認定:185個人・団体）など、各地域において食育推進を担う人材が確保されてきている。 ・令和3年度に策定した「第4期富山県食育推進計画」に基づき、食育の実践に向けた総合的な取組みを推進している。 ・SNSを活用した食育の普及・啓発やオンラインを活用した調理体験など、デジタルに対応した食育を進めている。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
食品の安全性に関する情報の受発信	食品の安全に関する正しい知識の普及啓発や適時的確な情報提供に引き続き努めるとともに、HP等を通じた県民からの問合せに適切に対応する必要がある。	
食品の安全性の確保と適正な表示の推進	食品の安全・安心に関心が高まる中、食品表示を適正に行うことが重要であり、制度の変更等、食品関連事業者への周知指導に努める必要がある。	
県民ぐるみの地産地消の推進	県民の地産地消への関心を高めるため、6次産業化の推進等による魅力ある商品・サービスの開発や県産品の消費・購買気運の醸成、飲食店での県産品の活用促進など、生産及び消費の両面から地産地消を総合的に進めるとともに、地元の食材への潜在的なニーズに対応するために、若手や新規農業者、有機農業者などと飲食店等とのマッチングを促進する必要がある。	
富山の食に着目した食育の推進	県民一人ひとりの「食」に対する理解・関心を深めるため、多様なライフスタイルに対応した取り組みやすい食育を推進し、特に若者世代や子ども、働く世代への情報発信や食育実践の機会の提供、職場における普及・啓発活動などを充実する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	8 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成
政策目標	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できる地域包括ケアシステムが構築されているとともに、地域住民誰もが、役割を持ち、地域ぐるみで支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会が形成されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
ケアネット活動の取組み 地区数 (ケアネット活動に取り組んでいる 地区社会福祉協議会の数)	218地区	259地区	266地区	262地区	306地区	306地区	要努力
	指標動向の 補足説明	H24年度に県の補助制度を拡充し、中核市も参加するようになったことから増加していたが、R3年度は減少に転じ、以後は横ばいとなっている。					
	達成見通しの 判断理由	県の補助制度の拡充により、中核市での取組みが進んできたが、R3年度取組み地区数は減少に転じ以後横ばいとなっており、県社協を通じて、市町村社協、地区社協へケアネット活動の普及について働きかける必要があるため、「要努力」と判断した。					
富山型デイサービス施設設 置数 (富山型デイサービスを実施して いる施設の数)	86か所	126か所	119か所	119か所 (R4)	200か所	200か所	要努力
	指標動向の 補足説明	H14年度の「富山型デイサービス起業家育成講座」開講以来、設置が進んできたが、R2年度以降減少している。					
	達成見通しの 判断理由	設置数が減少しており、「富山型デイサービス起業家育成講座」の周知先を拡大するなど新規開設による設置に積極的に取り組む必要があるため「要努力」と判断した。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
市町村地域福祉計画策定 市町村数	H30:13市町 ⇒ R1:14市町 ⇒ R2:14市町 ⇒ R3:14市町 ⇒ R4～:15市町村	県内全ての市町村において、地域福祉計画が策定された。今後は、改定作業の支援に取り組む。
富山型デイサービス起業 家育成講座受講者数	R1:29人 ⇒ R2:28人 ⇒ R3:34人 ⇒ R4:43人 ⇒ R5:16人	引き続き、共生の理念の普及啓発に取り組む。
ノンステップバス導入割合 (再掲)	R2:75.3% ⇒ R3:75.0% ⇒ R4:80.5%	H12に施行された交通バリアフリー法(H18よりバリアフリー新法)により、交通事業者が新規にバスを導入する際には、低床バスの導入が義務づけられている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和3年4月から重層的支援体制整備事業(任意事業)により、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施している。 ・社会福祉法には、国及び都道府県の責務として、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨が規定されている。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判 定 理 由	
地域包括ケアシステムの深化	・富山県地域包括ケアシステム推進会議を開催するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村への伴走支援や研修会等を開催し、市町村職員の資質向上やノウハウの蓄積に努めている。	
県民の福祉意識の高揚や地域の福祉活動を担う人材の育成	・富山県民福祉推進会議の開催など、県民等の福祉に関する意識の高揚に努めている。	
地域ぐるみで支え合う地域共生社会の推進	・見守り、声かけ、買物代行などの要支援者に対する個別支援(ケアネット活動)については、市町村社協や地区社協によって当該活動に対する理解や取組に差があることから、市町村社協担当職員研修会の開催やアドバイザーの派遣などにより職員の資質向上やノウハウの蓄積を図っていく必要がある。 ・富山型デイサービスについては、施設整備に対する補助制度の創設など、県の支援により、施設数が着実に増加しているものの、近年設置数の伸びが鈍化していることから、共生の理念の普及・啓発を一層推進していく必要がある。 ・地域共生社会の実現のため、市町村向けに「重層的支援体制整備事業移行支援研修」を実施するなど、包括的な支援体制の整備を支援した。令和5年度においては、重層的支援体制整備事業を2市(富山市及び氷見市)が実施している。	
生活環境のバリアフリーの推進	・「とやまバリアフリーマップ」を運営し、生活環境のバリアフリー情報の提供に努めている。また、高齢者、障害者住宅改善事業として、高齢者及び重度障害者が居住する住宅を改善するための補助を行っている。 ・「富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度」を導入し、歩行の困難な方が障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように努めている。令和4年度には、子育て支援の観点から、多胎児を養育中の方の利用証の利用期間を「産後1年」から「産後3年」まで延長することとし、令和5年4月以降適用している。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
地域包括ケアシステムの深化	・高齢者をとりまく環境や課題が複雑化・複合化するなか、地域の資源を生かしつつ、その実情に応じた「地域包括ケアシステム」を深化させる総合的な取組みを進める必要がある。	
県民の福祉意識の高揚や地域の福祉活動を担う人材の育成	・引き続き、福祉に関する啓発活動の充実に努めるとともに、県社会福祉協議会による研修等への支援等に努める必要がある。	
地域ぐるみで支え合う地域共生社会の推進	・高齢者、障害者、子どもが住みなれた地域で暮らすことができる地域共生社会の実現のため、引き続き富山型デイサービス施設や、重層的支援体制整備事業実施市町村の増加に努める。	
生活環境のバリアフリーの推進	・「富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度」の普及啓発を図り、協力駐車場施設と協力駐車区画の増加に努める。	

政策の柱	安心とやま	政策名	9 保健・医療・福祉の切れ目のない支援
政策目標	県民誰もが、保健・医療・福祉の切れ目のない支援や利用者の立場に立った質の高い介護サービス等が受けられること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
退院調整実施率	—	80.7%	87.1%	90.0%	90%	100%に近い水準	達成可能
(要介護状態の患者の退院時に、医療機関と介護支援専門員において、在宅療養生活に向けて医療・介護サービスの調整が行われた割合)	指標動向の補足説明	病院および介護関係者が参加する研修会などを通じた入退院調整ルールの普及により実施率は伸びている。					
	達成見通しの判断理由	実施率の伸びから「達成可能」とした。					
がんピアサポーター数	—	71名	132名	132名	141名	211名	要努力
(がん総合相談支援センターに登録されている者)	指標動向の補足説明	がんピアサポーター数は年々増加傾向にあったが、近年は横ばいである。					
	達成見通しの判断理由	県がん総合相談支援センターでは、毎年度がんピアサポーター養成研修会を開催しているが、令和2年度から新型コロナウイルスの影響で、人数が見込みより増加していない。最終目標達成には、ピアサポーターの養成をさらに推進する必要があるため、「要努力」とした。					
日常生活自立支援事業契約件数	289件	497件	485件	472件	670件	850件	要努力
(認知症高齢者や障害者の方など判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス利用援助等を行う事業の年度末利用者契約件数)	指標動向の補足説明	平成11年10月の制度開始以来、認知症高齢者等の増加に伴い、R2年度まで増加傾向にあったが、R3年度から減少傾向にある。					
	達成見通しの判断理由	目標達成に向け、生活支援員の確保や研修の充実、相談・訪問調査等の取組みをより一層進める必要があるため、「要努力」とした。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
がん患者及び家族等の相談件数(再掲)	H26:4,469件 ⇒ H27:4,530件 ⇒ H28:4,670件 ⇒ H29:5,169件 ⇒ H30:5,958件 ⇒ R1:6,669件 ⇒ R2:7,384件 ⇒ R3:7,373件 ⇒ R4:6,936件	高齢化に伴うがん患者の増加とともに、働き盛りの世代のがん患者や家族の相談ニーズの高まりによって近年の相談件数は増加傾向にあると考えられる。
福祉サービス第三者評価受審施設数	R2:98施設 ⇒ R3:90施設 ⇒ R4:59施設 ⇒ R5:91施設	引き続き受審促進に努めていく必要がある。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・平成26年6月の介護保険法の改正により、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護保険の地域支援事業として在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられ、市町村が主体となって取り組むこととされ、平成30年4月にすべての市町村で実施されている。
・平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みや、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等が盛り込まれるとともに、介護保険制度を持続可能なものとするため、特に所得の高い人については、介護保険料の負担を現行の2割から3割に見直すこととされた。
・国では第4期がん対策推進基本計画を策定し(令和5年3月28日閣議決定)、がん医療の均てん化のため、がん診療連携拠点病院等を中心とした医療提供体制の整備が進められてきた一方で、地域間及び医療機関間で進捗状況に差があることや、あらゆる分野で、情報提供及び普及啓発の更なる推進が必要であるとしている。また、質の高いがん対策を持続可能なものとするため、役割分担や連携の強化、人材の適正配置など、地域資源の有効活用等に取り組むことと同時に、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生・まん延時や災害時における対応を検討するとともに、流行下で普及した保健医療サービスの提供方法の在り方についても検討を進める必要があるとしている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
在宅医療・介護連携の推進	・入院から在宅へ円滑に移行できるよう圏域ごとに厚生センターを中心として市町村と連携し入退院調整ルールを普及を促進するとともに、医療と介護の多職種によるチームケアにより在宅等での療養生活を安心して継続できるよう、相互理解を促進するための仕組みづくり(研修会、事例検討会等)に取り組んでいる。	
相談支援体制の充実やこれを支える医療・福祉人材の養成・確保	・がんピア・サポーター(がんを体験した人やその家族等)による相談支援を充実させるため、がんピアサポーターの養成や活動促進のためのフォローアップを実施している。また、専門職の資質向上のため、各医療圏で医療機関、介護サービス事業所等の関係者とともに患者の在宅療養支援について事例検討等の研修会を実施している。	
利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供や利用者保護の充実	・平成17年1月の富山県福祉サービス第三者評価推進機構の設置以降、評価調査者の養成・普及啓発などに取り組んできたが、引き続き、第三者評価制度のPRチラシを配布して普及啓発を図るほか、受審を終えた事業所に対して受審済みステッカーを交付し、また指導監査の際に受審を呼びかけるなど、受審の促進について働きかけていく。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
在宅医療・介護連携の推進	・入院から在宅への円滑な移行に向けた入退院支援を促進するため、入院時から退院後の在宅療養を見据え、医療・介護連携の充実が必要である。	
相談支援体制の充実やこれを支える医療・福祉人材の養成・確保	・AYA世代(思春期世代と若年成人世代)や働く世代、高齢者など、各世代に応じた患者・家族への相談に的確に対応できるよう、県がん総合相談支援センター、拠点病院及び労働局等の関係機関との連携を充実して、患者支援に取り組むことが必要である。 ・引き続き、がん患者等の不安や悩みに寄り添うがんピア・サポーターの養成・フォローアップ等が必要である。 ・がん患者の在宅療養支援体制の推進のため、各圏域において、医療・介護の関係者を含めた事例検討会等の開催が必要である。	
利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供や利用者保護の充実	・保育・高齢・障害等の各サービス種別での第三者評価受審数増加を目標に、引き続き普及啓発等受審促進に努めていく。	

政策の柱	安心とやま	政策名	10 介護・福祉人材の確保のための環境整備
政策目標	地域の介護・福祉サービスを担う人材が養成・確保されるとともに、処遇・職場環境の整備により、職場への定着が図られていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
介護職員数 (介護保健施設・事業所に勤務する介護職員の数)	13,213人 (H22)	16,740人 (H27)	(19,325人)	(19,325人) (R4)	20,500人 (19,800人 ※R3時点)	22,000人 (22,500人 ※R6時点)	要努力
	指標動向の 補足説明	R4実績はR3実績19,551人から226人の減となっている。 ※()内数値は推計方法変更後のもの(実績値:H30数値から変更(R3実績から新推計値のみ公表)目標値:3年ごとに見直し)					
	達成見通しの 判断理由	・福祉人材確保対策会議で検討された各種の施策を着実に実施してきており、介護需要の増加に伴い、職員数も増加傾向にはあるが、若年層に向けたイメージアップや外国人人材の受入支援等をこれまで以上に加速化し、更なる就業促進に向けて努力していく必要があるため。					
保育所等に勤務する保育士数 (保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園に勤務する保育士及び保育教諭の数)	4,618人	5,137人	5,694人	5,694人 (R4)	5,660人	6,200人	達成可能
	指標動向の 補足説明	保育所等の入所児童の増加や、多様な保育の充実に伴い、保育所等に勤務する保育士数は増加傾向にある。					
	達成見通しの 判断理由	保育士数は増加傾向にあり、「達成可能」としたが、幼児教育・保育の無償化などにより、保育ニーズの増加が一層見込まれることから、人材確保の継続的な取り組みが必要である。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県内における介護福祉士の登録者数	H30:16,015人 ⇒ R1:16,602人 ⇒ R2:17,062人 ⇒ R3:17,515人 ⇒ R4:18,090人 ⇒ R5:18,476人	介護分野の専門資格者である介護福祉士に対するニーズには高いものがあり、介護需要の増加に伴い、今後も着実な増加に努める必要がある。
富山型デイサービス起業家育成講座受講者数(再掲)	R1:29人 ⇒ R2:28人 ⇒ R3:34人 ⇒ R4:43人 ⇒ R5:16人	引き続き、共生の理念の普及啓発に取り組む。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・国が各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施しているほか、市町村・民間の団体等からなる福祉人材確保対策会議を開催し、介護人材の確保施策について相互に情報交換・協議を行っている。令和6年度からは、新たに介護現場の生産性向上についても効果的な方策を検討するため、福祉人材確保対策・介護現場革新会議に改組して開催している。
・国において、平成31年4月から新たな在留資格「特定技能」が創設され、介護を含む人材確保が困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れていくこととしている。
・介護職員の処遇改善とともに、介護ロボット・ICTの導入促進による質の高い介護サービスの提供と業務効率化による職場環境の改善が必要とされている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
若者等への介護・福祉の 魅力のPRや多様な人材の 参入促進	・中学・高校生へのPR事業や出前講座事業、高校生を対象としたインターンシップ事業等の実施により、若年世代への普及啓発・理解促進に努めている。また、潜在介護福祉士等を対象とした復職研修・就労マッチングによる再就職支援や介護のすそ野を広げるため介護に関する入門的研修を開催するなど、多様な人材の掘り起こしや参入促進に努めている。	
介護・福祉サービスを担う 人材の教育・養成の推進	・介護福祉士修学資金の貸付や、介護職員の研修参加時の代替職員雇用への支援、県福祉カレッジ等における介護従事者等の資質向上のための研修等の実施、介護を学ぶ外国人の日本語学習を含む受入環境整備や介護福祉士資格取得等に対する支援など、介護・福祉の担い手の育成支援・職員の資質向上を図っている。	
就業支援など人材確保の 推進	・県福祉人材センターにおける専門員配置によるマッチング強化や、福祉職場説明会の開催等による就労支援を実施している。また、離職介護職員の再就職時の準備金貸付による再就職の促進などに取り組み、求職者、離職者等多様な人材の就労支援・確保に努めている。	
処遇・職場環境の改善等 による介護職場の定着支 援	・介護事業所における処遇改善加算等取得促進や、介護ロボット・ICT等の導入支援、雇用環境向上に取り組む事業所の表彰、介護現場で活躍している中堅職員表彰や新任職員の合同入職式の開催等により、職員の処遇改善・職場環境の改善・職場定着に努めている。	
保育士等の人材確保と就 業継続の支援	・保育士等の処遇改善の促進、保育士・保育所支援センターでの相談や就職支援、潜在保育士を対象とした再就職準備金貸付制度等を実施するほか、保育士修学資金貸付制度の貸付人数枠を拡充するなど、人材確保と離職防止に努めている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
若者等への介護・福祉の 魅力のPRや多様な人材の 参入促進	・福祉・介護職場の人材不足の一因と指摘されている、介護職に対するネガティブイメージの払拭に資するため、若者への介護職へのイメージアップの促進策などを中心として、引き続き人材確保を図る事業の実施に努め、より効果的に福祉人材確保対策に取り組む必要がある。	
介護・福祉サービスを担う 人材の教育・養成の推進	・質の高い福祉サービスを提供するために必要な人数を、今後どのように確保していくか、福祉人材確保対策会議で検討したうえで、官民一体となって、人材の掘り起こし、教育養成、確保、定着に向けた取り組みを着実に進めていく必要がある。また、今後増加が見込まれる外国人介護人材に対し、受入環境の整備等に取り組む必要がある。	○
就業支援など人材確保の 推進	・関係団体間での連携を強め、より細やかな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施し、さらなるマッチングの強化を図る必要がある。	
処遇・職場環境の改善等 による介護職場の定着支 援	・職員のレベルアップや、職場環境の改善・向上、職場定着のための支援等を図る事業を、引き続き積極的に実施することによって、より効果的に介護職場への定着を図る必要がある。	
保育士等の人材確保と就 業継続の支援	・保育ニーズの増加に伴い、必要となる保育士数は増えていることから、引き続き、即戦力となる潜在保育士の掘り起こしや、処遇改善など保育士が働き続けられる職場環境を整備するとともに、高校生などを対象とした将来の担い手確保に向けた取り組みが必要である。	

政策の柱	安心とやま	政策名	11 高齢者の介護予防と介護サービス、認知症対策の充実
政策目標	介護予防や介護サービス基盤の整備、認知症施策の充実により、一人ひとりの自立と尊厳を支えるケアが持続的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
小規模多機能型居宅介護事業所数 (小規模多機能型居宅介護事業所の数)	52か所	81か所	82か所	83か所	140か所	160か所	要努力
	指標動向の補足説明	平成18年度に創設されたサービスであるが、地域医療介護総合確保基金等を活用して整備を支援してきた結果、事業所数は増加している。					
	達成見通しの判断理由	介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進め、令和5年度は昨年度と比較して1事業所増加となったが、目標達成のためには、引き続き、整備を支援していく必要があるため、「要努力」と判断した。					
特別養護老人ホームの待機者数 (介護保険施設等以外からの要介護3以上の申込者で、介護支援専門員など第三者が入所の必要性を認めている者の数)	2,034人	1,813人	1,858人	1,698人	H25(2013) (2,153人) 対比 減少させる	ゼロを目指して減少させる	要努力
	指標動向の補足説明	令和5年度は、昨年度と比較して減少した。また、ピーク時の平成25年度の2,153人と比較しても、概ね減少傾向で推移している。					
	達成見通しの判断理由	引き続き、介護予防を推進し要介護者の増加を抑制するとともに、施設と在宅のバランスのとれた介護サービス基盤の整備等が必要であることから、「要努力」と判断した。					
認知症サポーター養成講座修了者数(累計) (認知症サポーター養成講座を修了した者の数)	38,219人	94,360人	148,668人	155,029人	130,000人	165,000人	達成可能
	指標動向の補足説明	サポーターの育成を担うキャラバンメイトの養成に取組んだ結果、各市町村で積極的に養成講座が行われ、サポーター数は着実に増加している。					
	達成見通しの判断理由	修了者増加数の伸びから「達成可能」と判断した。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
自立支援・介護予防を目的とした地域ケア個別会議に関する研修会等の延べ受講者数	H28:109人 ⇒ H29:189人 ⇒ H30:333人 ⇒ R1:545人 ⇒ R2:584人 ⇒ R3:633人 ⇒ R4:712人 ⇒ R5:774人	市町村を支援する取組みの進展により参加者数の増につながっている。
認知症サポート医養成研修修了者数	H23:21人 ⇒ H24:26人 ⇒ H25:30人 ⇒ H26:34人 ⇒ H27:47人 ⇒ H28:76人 ⇒ H29:93人 ⇒ H30:113人 ⇒ R1:122人 ⇒ R2:126人 ⇒ R3:136人 ⇒ R4:147人 ⇒ R5:159人	本県の認知症に関する専門医の意識が高まってきている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【国の動き】
・平成27年度から消費税増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」を各都道府県に設置(負担割合 国2/3、県1/3)し、介護サービス基盤の整備や在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境改善等を進めている。
・平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みや、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等が盛り込まれるとともに、介護保険制度を持続可能なものとするため、特に所得の高い人については、介護保険料の負担を現行の2割から3割に見直すこととされた。
・平成30年度から介護保険法改正を踏まえ、地域の課題を的確に把握したうえで、実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、都道府県・市町村の自立支援、重度化防止の取組を支援する保険者機能強化推進交付金が創設された。
・厚生労働省が関係府省庁と共同で策定(平成27年1月)した認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)が、2020年度末を目標とする数値目標の更新や施策を効果的に実行するために改訂された。(平成29年7月)
・認知症施策を強化するため、国では平成30年12月に「認知症施策推進関係閣僚会議」および「有識者会議」等を設置し、政府全体として総合的な認知症施策を推進するための大綱を令和元年6月に策定した。
・令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行された。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判 定 理 由	
介護予防と生活支援サービスの充実	・自立支援・重度化防止に向け、市町村職員等に向けた研修会を開催するとともに、多職種協働による地域ケア会議への専門職派遣などの支援により、充実に向け積極的に取り組む市町村が増加した。 ・生活支援の体制整備等の取組みが円滑に実施されるよう、市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に生活支援コーディネーター養成研修等を実施している。その結果、15市町村すべてに生活支援コーディネーターが配置された。 ・県内における地域包括ケアシステムの構築を推進するために、市町村に設置されている地域包括支援センターの職員向けの研修を実施しており、スキルアップや地域内事例の共有を行っている。	
在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実	・住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、これまで進めてきた小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームといった地域密着型介護施設に加え、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの複合的なサービスを柔軟に提供できる在宅サービス基盤を充実させることとしている。 －特別養護老人ホーム 定員:6,265人(R6.4.1) －認知症高齢者グループホーム 定員:2,695人(R6.4.1) －小規模多機能型居宅介護事業所 事業所:84箇所(R6.4.1) －看護小規模多機能型居宅介護事業所 事業所:12箇所(R6.4.1) －定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 事業所:15箇所(R6.4.1)	
認知症施策の推進	・認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、①認知症への理解を深めるための普及啓発や、②認知症の早期診断・早期対応のための体制整備(医師や専門職に向けた認知症対応力向上研修、認知症サポート医養成研修、認知症疾患医療センターの整備、認知症初期集中支援チームの設置、若年性認知症相談支援センターの設置)、③医療と介護の有機的な連携体制の構築(認知症ケアパスの作成・普及、認知症地域支援推進員の配置等)を積極的に取り組んでいる。	
権利擁護の推進と相談支援体制の整備	・市町村及び地域包括支援センターの職員並びに介護サービス従事者等に対して、研修を実施することにより、高齢者虐待の防止及び対応力の強化を図っている。 ・市町村職員向けの虐待対応相談窓口を設置するなど、虐待の早期解消に向けた対応力向上を図っている。 ・市町村の職員が出席し、虐待対応体制を強化するための会議を年2回開催している。 ・認知症高齢者等の増加が見込まれる中、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援を切れ目なく、一体的に確保されるよう、市町村が実施する、権利擁護人材の養成研修等を支援している。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
介護予防と生活支援サービスの充実	・できる限り要介護状態にならないよう、あるいは状態が悪化しないように、介護予防・重度化防止に向けた取組みを進める必要がある。	
在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実	・県政世論調査等によると、県民の約7割の方が、介護が必要になった場合でも「自宅や住み慣れた地域で介護を受けたい」と考えており、介護が必要になっても住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、複合的なサービスを柔軟に提供できる地域密着型サービス基盤の整備や在宅医療、訪問看護等の推進に積極的に取り組んでいるところである。 ・今後とも、施設と在宅のバランスの取れた介護サービス基盤の整備をより一層進めていくことが必要である。	
認知症施策の推進	・認知症高齢者は今後も増加することが見込まれており、地域住民が主体となって、認知症の人を支えていくことができるよう、令和6年1月より施行された認知症基本法に基づく国の動向に注意しながら、施策を総合的に推進する必要がある。	
権利擁護の推進と相談支援体制の整備	・認知症高齢者は、今後も増加することが見込まれており、認知症高齢者等の判断能力に応じた支援を切れ目なく提供する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	12 障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援
政策目標	障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合う社会が実現していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
障害のある人に対する差別があると思う人 (県政世論調査において「障害者差別があると思う＋少しはあると思う」と答える人の割合)	—	59.8%	74.8%	74.8% (R4) (R8調査予定)	H28(2016) 対比 減少させる	H28(2016) 対比 減少させる	要努力
	指標動向の 補足説明	国は「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の制定等を進め、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准。本県においても「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を平成28年4月に施行したところであり、これらの効果が見込まれる。					
	達成見通しの 判断理由	県では、法及び条例に基づき、障害者差別に関する相談窓口や紛争解決体制を整備するとともに、障害者差別解消のためのガイドラインの策定や周知啓発を行うなど、目標達成に向けた障害者差別解消のための取組を推進してきたが、R4調査ではH28対比増加しており、更なる取組の推進が必要であることから、「要努力」とした。					
障害者法定雇用率達成企業割合 (法定雇用率以上の割合で障害者を雇用した企業の割合)	54.7%	57.5%	55.9%	55.6%	57.5% 以上	57.5% 以上	達成可能
	指標動向の 補足説明	令和3年3月より2.2%から2.3%に引き上げられ、雇用義務を課される対象企業が、従業員45.5人以上から43.5人以上に拡大した。障害者雇用率達成企業割合の前年度比較で、令和3年度は2.8ポイント低下、令和4年度は1.8ポイント上昇、令和5年度は0.3ポイント低下した。					
	達成見通しの 判断理由	令和5年度は障害者雇用率達成企業割合が低下したものの、令和4年度に続き令和5年度も雇用障害者数や実雇用率は過去最高を更新していることから、達成可能と判断した。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
障害者差別解消等に関する研修会等への講師派遣回数	H28:18回 ⇒ H29:26回 ⇒ H30:19回 ⇒ R1:8回 ⇒ R2:6回 ⇒ R3:10回 ⇒ R4:14回 ⇒ R5:9回	事業者及び福祉関係団体等が開催する研修会への講師の派遣要請に対し、確実に対応している。
障害者雇用推進員の訪問事業所数(累計)(再掲)	H22:225事業所 ⇒ H23:451事業所 ⇒ H24:720事業所 ⇒ H25:1,009事業所 ⇒ H26:1,312事業所 ⇒ H27:1,621事業所 ⇒ H28:1,922事業所 ⇒ H29:2,210事業所 ⇒ H30:2,510事業所 ⇒ R1:2,800事業所 ⇒ R2:2,950事業所 ⇒ R3:3,007事業所 ⇒ R4:3,192事業所 ⇒ R5:3,375事業所	令和3年度はコロナ禍において訪問が限られたことから訪問事業所数は57事業所であったが、令和4年度は185事業所、令和5年度は183事業所となり、訪問事業所数は一定数確保できている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・国では、2016(H28)年4月「障害者差別解消法」の施行や2014(H26)年1月「障害者権利条約」の批准など、障害のある人の権利擁護や障害者差別解消に向けた取組が進められている。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
障害に対する理解と権利擁護の推進	・平成28年4月に施行された「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」等に基づき、地域において障害者差別に関する相談窓口となる地域相談員を1,534名に委託し、地域における相談体制の充実を図っている。	
発達障害など多様な障害に対する対応	・発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、医療的ケア児等支援センター、難病相談・支援センター等と関係機関が連携したきめ細かな相談・支援体制の充実を図っている。 ・かかりつけ医等の発達障害への対応力向上や医療・保健・福祉・教育等支援に係る多職種連携の推進に向け、研修会を開催し、人材育成や連携体制の構築に努めている。	
障害者の雇用・就労の促進	・障害者就業・生活支援センターを活用した短期の職場実習である障害者チャレンジトレーニング事業や企業の人事・労務担当者向けの障害者雇用実務講座に加え、雇用ゼロ企業を対象に初めて障害者を雇用するための取組方法をわかりやすく説明するセミナーを開催するなど、障害者法定雇用率の引上げに向けた取組を実施している。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
障害者の雇用・就労の促進	本県の障害者雇用数は、近年増加傾向にあり、法定雇用率達成企業割合も55.6%(R5.6.1現在)と、全国平均50.1%を上回っているものの、未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成していないことや、R6年4月から障害者の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、さらにR8年7月から2.7%に引き上げられることから、障害者雇用に対する理解を一層促進する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	13 障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備
政策目標	障害者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
共同生活援助(グループホーム)利用者数 (1ヶ月当たりの共同生活援助(グループホーム)を利用した人数)	562人	763人	1,008人	1,060人	930人以上	1,080人以上	達成可能
	指標動向の補足説明	グループホームの整備に対する補助などの各種取組を通じて、グループホームの利用者数は着実に増加している。					
	達成見通しの判断理由	①ここ数年は順調な推移を辿っていること、また、②今後も施設から地域生活への移行を推進していくことにより、グループホームの利用者の増加が見込まれることから、「達成可能」とした。					
登録手話通訳者数 (手話通訳者として県に登録された人数の累計)	71人	83人	100人	100人	100人	120人	達成可能
	指標動向の補足説明	平成30年4月に施行された富山県手話言語条例に基づき、今後も各種取組を推進していくことから、堅調な増加が見込まれる。					
	達成見通しの判断理由	登録手話通訳者数は年々増加しており、今後も、手話言語条例に基づく手話の普及等の促進や手話通訳者試験受験料への支援等により増加が見込まれることから「達成可能」とした。					
重症心身障害児支援事業所数 (主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数)	—	1か所	6か所	5か所	15か所	15か所以上	要努力
	指標動向の補足説明	県内の4つの障害保健福祉圏域ごとに事業所を概ね3～4か所確保することを目指している。					
	達成見通しの判断理由	重症心身障害児の受入れに当たっては看護師等の確保や設備等の環境整備が必要であり、増加は容易ではないことから、「要努力」とした。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
障害者(パラ)スポーツ指導員養成数	H28:634人⇒H29:650人⇒H30:685人⇒ R1:706人⇒R2:734人⇒R3:780人⇒ R4:800人⇒R5:815人	毎年着実に増加している。
相談支援従事者研修修了者数	H25:732人⇒H26:828人⇒H27:900人⇒ H28:965人⇒H29:1,029人⇒H30:1,099人⇒ R1:1,150人⇒R2:1,182人⇒R3:1,206人⇒ R4:1,238人⇒R5:1,350人	毎年着実に増加している。
重症心身障害児(者)介護支援研修受講者数	H24:34人⇒H25:66人⇒H26:86人⇒ H27:111人⇒H28:142人⇒H29:163人⇒ H30:185人⇒R1:201人⇒R2:220人⇒ R3:242人⇒R4:260人⇒R5:282人	毎年着実に増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・平成25年4月に障害者優先調達法が、平成28年4月に障害者差別解消法が施行された。また、平成30年4月から改正障害者総合支援法が施行され、共生型サービスや日中支援型共同生活援助など、障害のある人の地域生活支援の拡充が進められている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
地域での自立と社会参加の促進	・グループホーム等居住系サービスの施設整備や一般就労への移行支援などの施策を推進しており、地域生活への移行は概ね順調に進んでいる。	
身近な地域での相談支援体制・サービス提供基盤の充実	・相談支援従事者をはじめとする各種人材育成については、概ね順調に進んでいる。	
重症心身障害児者等が必要な医療的ケアが受けられる体制の強化	・富山県医療的ケア児等支援センターを設置し、広域的専門的な相談支援や、関係機関との連携・調整を行うなど、医療的ケアが必要な重症心身障害児者等への支援体制の充実・強化を図っている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
重症心身障害児者等が必要な医療的ケアが受けられる体制の強化	・富山県医療的ケア児等支援センターを設置し、広域的専門的な相談支援や、関係機関との連携・調整を行うなど、医療的ケアが必要な重症心身障害児者等への支援体制の充実・強化を図っているが、市町村や関係機関などによる地域における支援体制の充実・強化に向けた取組をさらに進めていく必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	14 循環型社会・低炭素社会づくりの推進
政策目標	循環型社会・低炭素社会づくりについて県民・事業者の理解が深まり、エコライフの実践・定着が進むとともに、環境に配慮した事業活動や環境保全活動が広く実施されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評 価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
世帯当たりのエネルギー消費量の削減率 (2002(H14)年度を基準としたエネルギー消費量の削減率)	18.6%削減 (H21)	28.0%削減 (H26)	28.7%削減 (R3)	28.7%削減 (R3)	26%削減	28%削減	達成可能
指標動向の 補足説明	・世帯当たりのエネルギー消費量の削減率は、近年30%前後で推移している。						
達成見通しの 判断理由	・今後、県民による省エネ製品への買替えや住宅の省エネ化、太陽光発電の導入などについて、支援や普及啓発を実施することで、さらにエネルギー消費量の削減が進むと考えられる。						
事務所・ビル等の延床面積当たりのエネルギー消費量の削減率 (2002(H14)年度を基準としたエネルギー消費量の削減率)	10.8%削減 (H21)	25.6%削減 (H26)	26.6%削減 (R3)	26.6%削減 (R3)	32%削減	34%削減	達成可能
指標動向の 補足説明	・事務所・ビル等の延床面積当たりのエネルギー消費量の削減率は、長期的に改善傾向にある。						
達成見通しの 判断理由	・今後も、事業者による省エネ・再エネ設備の導入や建築物の省エネ化、エコアクション21など環境配慮型事業活動の推進について、支援や普及啓発を実施することで、エネルギー消費量の削減が進むと考えられる。						
小水力発電所の整備箇所数(累計) (中小河川、農業用水等を利用した県内の小水力発電所(出力1,000kW以下)の整備箇所数)	19か所	39か所	54か所	57か所	45か所	60か所	達成可能
指標動向の 補足説明	・小水力発電所の整備箇所数については、農業用水を利用した整備を中心に、毎年度順調に増加している。						
達成見通しの 判断理由	・小水力発電所については、農業用水を利用した整備を中心に順調に整備箇所数が増加しており、令和5年度においては、57箇所まで整備している。今後も継続的に新規箇所の整備が見込まれることから、目標は「達成可能」とであると判断した。						

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
エコアクション21の新規登録事業者数(累計)	H27:133事業者 ⇒ H28:144事業者 ⇒ H29:157事業者 ⇒ H30:162事業者 ⇒ R1:165事業者 ⇒ R2:167事業者 ⇒ R3:172事業者 ⇒ R4:176事業者 ⇒ R5:179事業者	県等が実施する認証・登録の促進により新規登録事業者数は着実に増加しており、省エネ対策等の取組みが広がっている。
とやま環境チャレンジ10への参加児童数	H27:32,857人 ⇒ H28:36,260人 ⇒ H29:39,103人 ⇒ H30:42,606人 ⇒ R1:45,628人 ⇒ R2:48,338人 ⇒ R3:51,841人 ⇒ R4:54,879人 ⇒ R5:57,733人	学校、家庭での地球温暖化対策への理解の促進に加え、県でも参加の呼びかけを強化したことにより、参加児童数が増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【温室効果ガスの排出削減に係る動き】

・2015(平成27)年の国連気候変動枠組条約締約国会議で採択された「パリ協定」で「産業革命前からの気温上昇を2℃未満、1.5℃に抑える努力を継続」との長期目標が掲げられ、2018(平成30)年10月にはIPCC(気候変動に関する政府間パネル)が「気温上昇1.5℃以内には、2050年前後までの排出量正味ゼロの実現が必要」と報告された。これを受け、世界120以上の国・地域が「2050年カーボンニュートラル」を表明し、我が国も2020(令和2)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。その後、国では宣言の実現に向けて、2021(令和3)年4月には2030年度温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%削減と表明したほか、グリーン成長戦略や地域脱炭素ロードマップの策定、地球温暖化対策推進法の改正、2030年の電源構成比率等を定めるエネルギー基本計画や部門別・施策別の削減目標等を定める地球温暖化対策計画の見直しなどが行われた。また、2024年3月現在、県内13市町及び本県も「2050年ゼロカーボン」を表明しているほか、民間でも脱炭素の目標を掲げる企業の増加に加え、取引先や投融資先にも脱炭素化を求める動きも見られる。

・2021(令和3)年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画(第6次)において、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域共生を図りながら最大限の導入を促すこととされ、2030年度の電源構成における再生可能エネルギー比率は、36%～38%を目指すとしてされている。

固定価格買取制度(FIT)については、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担(電気料金に上乗せされる賦課金)抑制の両立を図るため、2016(平成28)年5月、発電設備の未稼働を防ぐための新たな認定制度の創設や、事業投資の予見性を高めるための複数年買取価格の設定などの見直しが行われた(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律、2017(平成29)年4月1日施行)。

また、再生可能エネルギー発電事業者の投資予見可能性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、固定価格での買い取りに加えて、新たに、市場価格に一定のプレミアム単価を上乗せして交付する制度(FIP)が創設された。(強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律、2022(令和4)年4月1日施行)

・水素社会実現に向けては、2017(平成29)年12月に、2050年を視野に将来目指すべきビジョンであると同時に、その実現に向けた2030年までの行動計画である「水素基本戦略」が策定された。また、同戦略策定後、2020年カーボンニュートラル宣言や、ウクライナ侵略によるグローバルなエネルギー需給構造の変化などにより、水素等を取りまく環境等が大きく変化したため、2023年度に同戦略を改定した。

・平成30年12月に気候変動適応法が制定(令和5年2月改正)され、様々な分野の適応策が推進されている。

・2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくため、2023(令和5)年5月にGX推進法が成立し、国においてGXの実現に向けた具体的な政策について検討が進められている。

【環境教育の推進と環境保全活動の拡大に係る動き】

・環境保全活動及び環境教育の一層の推進を図るため、平成24年10月より「環境教育等による環境保全の取組に関する法律」が全部施行されている。

・県内では、平成20年4月から全国で初めて県内全域のスーパー等においてレジ袋の無料配布が廃止されたほか、エコドライブの推進など県民総参加でのエコライフの取組みが進んでいる。

・本県の取組みをモデルに、令和2年7月から全国一律でのレジ袋有料化義務化が開始された。

【外部の意見】

・令和3年4月開催の第3回富山県成長戦略会議にて、委員より「今後解決しなければいけない問題点について、2050年までのカーボンニュートラルの実現がやはり大きな問題。」との意見あり。

・令和3年12月開催の富山県成長戦略会議第2回新産業ワーキンググループにて、ワーキンググループの報告書の取りまとめに向けて、委員より「サーキュラーエコノミー、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーションの3つの組み合わせがこれからの地域経済を牽引していくことを前提とした上で、新産業戦略に関する政策として、とんがった7項目(循環型経済圏の確立、カーボンニュートラルを踏まえた産学官連携の強化など)に着目したという考えで整理してみてもどうか。」「今後は、一企業の製品だけでなく、サプライチェーン単位でCO2排出量を可視化することに耐えうる地域圏になり得るのが重要。カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーとデジタルトランスフォーメーションを使って、トレーサビリティも要求される新しいサプライチェーンに向かっていく、というような束ねた表現がよいのではないか。」との意見あり。

・令和4年8月開催の富山県成長戦略会議令和4年度第1回新産業プロジェクトチームにて、委員より「カーボンニュートラルについては、中小企業もいずれCO2の排出量の可視化などを求められるので、その普及率のようなものをKPIに設定すると有効だと感じた。」「製造業では、今後、自社の製品がどれだけのカーボン削減したのかを示す必要がある。県内の中小企業に対してカーボンフットプリントを測定するシステムの導入を指導するなど、企業に任せきりではなく、県が主導的に進めてほしい。」との意見あり。

・令和5年2月開催の富山県カーボンニュートラル戦略策定小委員会にて、戦略に掲げる施策の「実行が重要である」との意見あり。

・令和5年8月の官民協働事業レビューにて、地球温暖化の環境教育「とやま環境チャレンジ10」は、「デジタル技術を活用して実施方法を見直し、長く取組みが続くような仕組みづくりが必要」との意見あり。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判 定 理 由	
省エネルギーの推進	・県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度までに実施すべき取組みを描くものとして2023(令和5)年3月に「富山県カーボンニュートラル戦略」を策定し、戦略に基づき各種施策を実施している。 ・エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は基準年度の2013年度以降減少傾向にあったが、最新データの2021年度(速報値)では初めて増加に転じており、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けてあらゆる分野での対策強化が必要である。	
環境にやさしいエネルギーの導入・利活用の推進	・小水力発電については、県において、小摺戸発電所(入善町)や上百瀬発電所(南砺市利賀村)などを整備するとともに、土地改良区による整備に対して支援しており、整備箇所数は順調に増加している。 ・地熱発電については、平成28年度から立山温泉地域において地熱資源開発に向けた調査(平成28年度:地表調査、平成29年度:ヒートホール掘削調査、平成30年度・令和元年度:調査井掘削調査、令和2年度:調査井追加調査、令和3年度:電磁探査による地表調査、令和4年度:調査データ第三者評価、令和5年度:新技術等の適用効果を調査)を実施している。また、令和5年度にバイナリー方式による小規模な地熱発電導入の可能性を探るため、既存資料や現地の調査を実施した。 ・平成30年3月、水素社会実現に取り組む意義や取組みの方向性、取り組むべき施策などをまとめた「とやま水素エネルギービジョン」を策定した。また、令和2年3月には、北陸3県初の商用の水素ステーションが開所された。	
環境教育の推進、環境保全活動の拡大	・ごみや二酸化炭素をできるだけ出さない生活様式「エコライフスタイル」の推進に取り組んでおり、平成20年4月から開始した全国初となる県内全域でのレジ袋の無料配布廃止については、レジ袋の削減枚数の合計が約23億枚となった(平成20～令和4年度)ほか、平成25年10月にスタートした「とやまエコ・ストア制度」については、登録店が65社1,034店舗・6商店街(令和6年4月時点)にまで拡大している。また、「エコドライブ宣言」の宣言者数も年々増加し、エコドライブの拡大と定着が進んでいる。 ・環境科学センターに環境に関する展示、体験・実験コーナー等を設けた環境教育拠点施設「環境楽習室エコ・ラボとやま」を整備(令和2年10月)し、幅広い世代への環境学習を推進している。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
省エネルギーの推進	・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー等の取組みをより総合的・戦略的に進めるため、県民、事業者、県、市町村が一丸となって取組みを加速していく必要がある。また、県庁の率先行動についても進めていく必要がある。	○
環境にやさしいエネルギーの導入・利活用の推進	・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、本県の地域特性を活かした小水力発電や太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、水素利活用の意義等についての普及啓発、水素ステーションの整備や県内企業の水素関連産業への参入支援を行う必要がある。	○
環境教育の推進、環境保全活動の拡大	・県民、事業者、関係団体等と連携しながら、レジ袋の削減やエコドライブなどをはじめとする県民総参加でのエコライフの実践を一層推進する必要がある。また、「富山県環境教育等行動計画」に基づき、あらゆる分野の主体による幅広い年齢層に対する環境教育を推進するとともに、環境科学センターに設置した「富山県気候変動適応センター」による情報収集・発信の充実を図り、「環境楽習室 エコ・ラボ とやま」による環境学習の機会を拡充する必要がある。さらに、「とやま環境チャレンジ10」の実施方法の見直し(電子化)について検討する必要がある。	○

政策の柱	安心とやま	政策名	15「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」の確立
政策目標	県民・事業者・行政等の連携協力のもと、県内はもとより環日本海・アジア地域においても資源効率性・3Rの取組みが進み、循環型社会づくりに資する先進的な「とやまモデル」が確立されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
一般廃棄物再生利用率 (一般廃棄物排出量に対する再生利用量の割合)	26.5%	25.2% (H27)	25.4%	25.4% (R4)	27%以上	28%以上	要努力
指標動向の 補足説明	・近年、横ばいで推移している。						
達成見通しの 判断理由	・レジ袋削減等による容器包装廃棄物の排出抑制、使用済小型家電や店頭回収された資源物等のリサイクルによる循環的利用を進めているが、新型コロナウイルス感染拡大のため集団回収の実施が難しい場合もあり、リサイクルを一層推進する必要があることから、要努力と判断した。						
産業廃棄物減量化・再生利用率 (産業廃棄物排出量に対する減量化量及び再生利用量の合計の割合)	95.0%	95.0% (H27)	94.6%	94.6% (R4)	97%以上	97%以上	要努力
指標動向の 補足説明	・近年、横ばいで推移している。						
達成見通しの 判断理由	・近年、産業廃棄物減量化・再生利用率は95～96%で推移しており、排出事業者とリサイクル業者のマッチングを一層促進する必要があることから、要努力と判断した。						
県民1人1日当たりの食品ロス発生量 (県内の家庭・事業所から発生した、県民1人1日当たりの食品ロスの量)	—	約110g	約85g	約85g (R4)	H28(2016) 対比 減少させる	H28(2016) 対比 2030年までの半減を目指して減少させる	達成可能
指標動向の 補足説明	・順調に減少しているが、より一層の推進が必要。 ・国が推計した量は約103g(R4)であり、本県のほうが少ない。						
達成見通しの 判断理由	・全県的な食品ロス削減運動の展開や意識啓発等により、食品ロス発生量の削減が進むと考えられるため、「達成可能」とした。						

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
とやまエコ・ストアでの資源物回収量(累計)	H26:4,066t ⇒ H27:6,778t ⇒ H28:9,958t ⇒ H29:13,362t ⇒ H30:16,868t ⇒ R1:20,375t ⇒ R2:23,587t ⇒ R3:26,835t ⇒ R4:30,183t	とやまエコ・ストアでの環境配慮行動の広がりや県民の環境意識の高まり等により、資源物の回収量は順調に推移している。
食品ロス削減に関する講演回数(累計)	H29:44回 ⇒ H30:81回 ⇒ R1:103回 ⇒ R2:107回 ⇒ R3:126回 ⇒ R4:145回 ⇒ R5:153回	食品ロス問題への関心は依然と高く、適宜、出前県庁の依頼に対応している。 ※出前県庁や各種イベントの数を計上
海外展開に関するサポート件数(累計)	H27:13件 ⇒ H28:38件 ⇒ H29:45件 ⇒ H30:48件 ⇒ R1:49件 ⇒ R2:49件 ⇒ R3:49件 ⇒ R4:49件 ⇒ R5:49件	海外展開に向けたセミナーの開催や、県内企業とタイを訪問しタイ政府機関等との意見交換や現地調査を実施するなど、各種支援を行ってきた。 R2以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、新たな海外展開の動きはみられない。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・平成28年5月に本県で開催されたG7富山環境大臣会合において、食品や化石燃料を含むあらゆる資源の循環的な利用や使用量の削減をめざす「富山物質循環フレームワーク」が採択された。この中で、食品ロス・食品廃棄物の削減促進、食品廃棄物の効果的なリサイクル、効果的なエネルギー源としての利用、他の生態系機能への影響を考慮したバイオマスとしての利用促進など、有機性廃棄物に対する野心的な取組みを着実に実施していくこととされた。
・循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などの実現に向けて各種取組みを進めることとされた。令和6年度は、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を最優先課題とする第5次基本計画が策定される見込みである。
・食品ロス削減を総合的に推進するため、令和元年5月に食品ロス削減の推進に関する法律が制定、令和2年3月に法律に基づく基本方針が閣議決定され、令和5年12月には食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージがとりまとめられた。
・G7富山環境大臣会合において、海洋ごみについても議論が行われ、マイクロプラスチック及びプラスチックごみが世界的課題であると認識された。平成30年6月には海岸漂着物処理推進法が改正され、事業者の責務として、製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出抑制に努めることとされるなど、マイクロプラスチック対策が新たに盛り込まれた。令和元年5月には、国において「プラスチック資源循環戦略」が策定され、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則として、プラスチックの資源循環が推進されているほか、戦略を具体化するため制定されたプラスチック資源循環法が令和4年4月に施行された。
・本県の取組みをモデルに、令和2年7月から全国一律でのレジ袋有料化義務化が開始された。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判 定 理 由	
資源効率性・3R等の推進	・再生利用率が伸び悩んでいるが、令和6年度から4市において、新たにプラスチック使用製品廃棄物の分別回収・再商品化が開始されるなど、資源循環に向けた取組みも進んでいる。今後、目標達成に向け、一層、行政・県民・事業者の取組みを促進する必要がある。	
食品ロス・食品廃棄物対策の推進	・令和2年4月に策定した「富山県食品ロス削減推進計画」に基づき、有識者や事業者・消費者の関係団体、行政からなる「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を中心とした県民運動を展開しており、食品ロスに関する県民の認知度が高まり、取組みの輪は拡大している。	
環日本海・アジア地域における資源効率性・3Rの推進への貢献	・近年は新型コロナウイルスの影響などもあって、新たな海外展開の動きはみられない。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
資源効率性・3R等の推進	・レジ袋等の容器包装廃棄物の排出抑制・再生利用の推進をはじめ、廃棄物の分別収集の促進、多量排出事業者への技術支援や技術情報の提供など、廃棄物の排出抑制や循環的利用の推進を図るとともに、レジ袋の無料配布廃止を契機としたエコライフスタイルへの転換を促進するなど、県民や事業者による実効性のある取組みを着実に進めていく必要がある。 ・全国一律のレジ袋有料化義務化では一部の袋が有料化の例外とされ、環境負荷の増加懸念やわかりにくいとの消費者の声があることから、例外のないこれまでの取組みを継続するとともに、本県内でのエコライフの一層の定着・拡大を図るため、レジ袋無料配布廃止や資源物の店頭回収等エコ活動に取り組む店舗を登録する「とやまエコ・ストア制度」の普及・拡大に取り組む必要がある。 ・「とやまエコ・ストア制度」登録店舗の取組項目として、プラスチックトレイの削減・転換を令和3年度に追加しており、引き続き消費者への啓発等推進を図る必要がある。 ・プラスチック資源循環法に基づき県全体でのプラスチック使用製品廃棄物の再生利用の促進を目指し、市町村への先行事例の情報提供などの支援を行うほか、民間事業者における取組みを促進するため廃プラスチック類の排出事業者とリサイクル業者のマッチングを支援するなど、県内の資源循環を一層進める必要がある。	○
食品ロス・食品廃棄物対策の推進	・本県の家庭から発生する食品ロス・食品廃棄物については、食べ残しよりも手付かずのまま捨てられる食品の方が多いという特徴があり、この削減に向けた取組みや、家庭で余った食品を集めて福祉団体に寄付する取組み(フードドライブ)を進めていく必要がある。 ・事業系食品ロスの発生量の割合は外食産業が最も高く、その発生要因は食べ残しが5割以上を占めているため、外食産業への働きかけとともに消費者への食べきりの推進を進めていく必要がある。 ・食品流通段階での1/3ルール等の商慣習が食品ロス発生の大きな要因となっているが、商慣習に起因する食品ロスは個別企業での解決が難しいことから、消費者の理解のもと、フードチェーン全体での解決に向けて検討を進めていく必要がある。 ・県内の食品関連事業者から発生する食品ロスには、規格外品など品質には全く問題がないにも関わらず廃棄されているものも含まれており、こうした未利用食品等の有効活用を促進する必要がある。	○
環日本海・アジア地域における資源効率性・3Rの推進への貢献	・国内有数の高度な廃棄物処理技術を有する県内企業の海外展開を支援するため、海外との調整や事業者への情報提供など、企業ニーズに応じて、引き続き支援を実施する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	16 豊かな自然環境の保全
政策目標	自然を大切に思う心が育まれ、自然に対する理解が深まるとともに、生物多様性の確保や、人と自然との共生の取組みが進み、豊かで美しい自然環境が保全されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
ナチュラリスト、ジュニアナチュラリストの認定者数 (ナチュラリスト、ジュニアナチュラリストとして県が認定した人員数)	ナチュラリスト 727人	784人	892人	959人	900人	1,000人	達成可能
	ジュニア ナチュラリスト 243人	328人	469人	469人	390人	420人	
	指標動向の 補足説明	ナチュラリスト及びジュニアナチュラリスト養成はそれぞれ3年に1回実施しており、認定者は増加している。					
	達成見通しの 判断理由	R5年までに、ナチュラリストについては、959人養成していることから、達成見通しは「達成可能」と判断した。なお、ジュニアナチュラリスト(小学4年～中学3年生)については、469人を養成しており、「既に達成」している。					
ライチョウ生息数(立山地域) (北アルプスのうち立山地域(約1,070ha)における推定生息数)	284羽	295羽	324羽 (R3)	324羽 (R3)	現状 H28(2016) 維持	現状 H28(2016) 維持	達成可能
	指標動向の 補足説明	ハイマツ地帯への人の立入り規制、植生復元、ゴミ排出量の削減など生息環境の向上に努めた結果、生息数は前回(H28)の295羽よりも多い324羽(R3)が確認された。(生息数調査:5年ごとに実施)					
	達成見通しの 判断理由	ハイマツ地帯への人の立入り規制、植生復元、環境浄化など生息環境の向上と保護思想の普及・啓発に引き続き努めることで、現状は維持できると考えられる。					

2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
ナチュラリストによる自然解説利用者数	H23:11,263人 ⇒ H24:12,663人 ⇒ H25:15,237人 ⇒ H26:13,480人 ⇒ H27:16,595人 ⇒ H28:15,209人 ⇒ H29:14,111人 ⇒ H30:14,392人 ⇒ R1:12,283人 ⇒ R2:6,144人 ⇒ R3:4,990人 ⇒ R4:11,515人 ⇒ R5:10,372人	ナチュラリストの配置人数の減少に伴い利用者数は減少したが、全期間解説活動を実施することができた。
立山自然保護センターの入館率(※室堂への入込者数に対する)	H23:29.8% ⇒ H24:29.9% ⇒ H25:29.6% ⇒ H26:26.2% ⇒ H27:24.6% ⇒ H28:26.0% ⇒ H29:23.6% ⇒ H30:23.0% ⇒ R1:18.9% ⇒ R2:20.3% ⇒ R3:17.5% ⇒ R4:22.2% ⇒ R5:21.9%	まだコロナ前の状況にまでは戻らないが、回復傾向となった。
山岳地トイレ(環境配慮型)の整備数〔累計〕	H23:47件 ⇒ H24:47件 ⇒ H25:49件 ⇒ H26:50件 ⇒ H27:51件 ⇒ H28:51件 ⇒ H29:52件 ⇒ H30:53件 ⇒ R1:53件 ⇒ R2:53件 ⇒ R3:53件 ⇒ R4:53件 ⇒ R5:53件	中部山岳国立公園内における整備は順調である。
立山における外来植物除去活動への参加者数	H23:621人 ⇒ H24:573人 ⇒ H25:775人 ⇒ H26:723人 ⇒ H27:644人 ⇒ H28:823人 ⇒ H29:529人 ⇒ H30:666人 ⇒ R1:563人 ⇒ R2:292人 ⇒ R3:488人 ⇒ R4:483人 ⇒ R5:635人	新型コロナウイルス感染症の影響により、ピーク時より減少しているが、回復傾向となった。
狩猟免許所持者数	H23:1,030人 ⇒ H24:950人 ⇒ H25:1,021人 ⇒ H26:1,145人 ⇒ H27:1,158人 ⇒ H28:1,232人 ⇒ H29:1,296人 ⇒ H30:1,304人 ⇒ R1:1,365人 ⇒ R2:1,406人 ⇒ R3:1,402人 ⇒ R4:1,420人 ⇒ R5:1,427人	担い手の確保・育成対策により、全体的な傾向として免許所持者数が増え有害鳥獣対策の担い手が増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

平成20年5月に「生物多様性基本法」が成立し、地方公共団体が生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないとされた。
平成24年4月に警察庁から「警察官職務執行法の適用」(通達)により、警察官がハンターに対し猟銃による熊等の捕獲を命ずることができるとされた。
平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定された。
平成25年6月に「種の保存法の一部を改正する法律」が公布され、希少野生動植物種の違法取引に関する罰則等が大幅に強化された。
平成26年5月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が改正され、鳥獣の管理を強化する指定管理鳥獣捕獲等事業が開始された。
平成30年8月に「人口縮小社会における野生動物管理のあり方の検討に関する委員会」が日本学術会議に設置され、令和元年8月に国に対して回答されている。
令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定された。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判定理由
自然保護思想の普及啓発	・延べ895人のナチュラリストが、立山室堂平ほか県内4カ所で自然解説活動を行った。 ・令和5年度においては、立山におけるライチョウの生態調査を実施したほか、「第8次とやまのライチョウサポート隊」88名(うちジュニア枠13名)を認定し、観察マナー等の普及啓発を行った。
自然環境の保全に配慮した適正な利用の促進	・立山自然保護センター、ねいの里など自然体験施設において、指定管理者による利用促進を図った。 ・環境に配慮した木道を整備したほか、訪日外国人に対応するため、英語で併記した標識の整備を行った。 ・令和5年度は、国立公園内の県有公衆トイレ1箇所(雲の平)で汲み取りを実施した。 ・県内主要登山道の難易度情報を提供する「山のグレーディングマップ」(令和4年度改正)を、関係する6市町や登山用品店や山小屋に配布した。
自然環境保全活動の推進	・平成28年度から県民協働事業で、県民ボランティアを募集し、森林モニタリング調査や外来植物除去等を実施した。 ・立山地域におけるバス排出ガス規制を実施した。 ・植生復元地調査を実施するとともに、外来植物除去活動を支援した。
生物多様性の確保	・令和4年度改正の富山県生物多様性保全推進プランの周知啓発のため、生物多様性フォーラムなどを開催し、機運醸成を行った。 ・ライチョウ等の生態調査、愛鳥思想の普及啓発、立山アルペンルート沿いでの外来植物の除去活動など生物多様性の確保に努めた。 ・「富山県希少野生動植物保護条例」に基づく指定希少野生動植物5種について監視員による巡視等を行った。
野生鳥獣の適正な保護と管理の強化	・近年、ツキノワグマによる人身被害や、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、カラス等による農作物や生活環境被害が多発しており、被害を防止するため、被害防除、生息環境管理、個体数管理等の総合的な対策を実施している。 ・令和5年度において県、市町村及び農林水産関係団体と連携を密にするため「野生動物被害防止対策会議」を2回開催した。また、ツキノワグマによる人身被害を増やさないために「ツキノワグマ緊急対策会議」を2回、「ツキノワグマ出没警報」を5回発令した。 ・市町村が実施するツキノワグマ対策に県が支援する「グマ対策推進事業費補助金」について、令和5年度においてパトロール等に要する経費に対する補助限度額を撤廃し支援の強化を図った。 ・平成28年から国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、イノシシ・ニホンジカの捕獲の強化を図った。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
自然環境の保全に配慮した適正な利用の促進	自然環境の保全と適正な利用を継続的にやっていくには、県民がその価値と実態を理解し関わっていくこと(県民協働による管理)が重要。	
野生鳥獣の適正な保護と管理の強化	捕獲活動を早期に展開するため、減少している有害鳥獣捕獲等の担い手の確保・育成を行い、捕獲体制を強化していくことが重要。	

政策の柱	安心とやま	政策名	17 安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全
政策目標	県民一人ひとりが高い環境保全意識を持ち行動することで、本県が誇るきれいでさわやかな大気、豊かで清らかな水など安全で健康的な生活環境が確保されるとともに、環日本海地域において国連機関や自治体等が連携した環境保全の取り組みが着実に進められていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評 価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
大気に係る環境基準の達成率 (二酸化硫黄及び二酸化窒素)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成可能
	指標動向の 補足説明	近年、すべての大気観測局で二酸化硫黄、二酸化窒素ともに環境基準を達成、維持している。					
	達成見通しの 判断理由	二酸化硫黄、二酸化窒素ともに、既に目標を達成しており、引き続き、工場等からの大気汚染物質の排出抑制を推進することにより、達成できるものと判断している。					
水質に係る環境基準の達成率 (河川(BOD)及び海域・湖沼(COD))	98%	100%	100%	100%	100%	100%	達成可能
	指標動向の 補足説明	河川は、近年すべての環境基準点で環境基準を達成、維持している。 海域は、24年度以降、環境基準の達成率が100%を維持している。					
	達成見通しの 判断理由	河川は、全ての環境基準点で環境基準を達成しており、工場排水対策、生活排水対策の進展により、引き続き環境基準を達成できるものと判断している。 海域の水質については、気象、海象等の自然要因の影響を受けやすいが、引き続き工場等からの汚濁負荷量の排出抑制を推進することにより、100%を達成できるものと判断している。					
污水处理人口普及率 (下水道や農村下水道、浄化槽等の污水处理人口の普及割合)	94.4%	96.3%	97.7%	97.8%	98%	99%	達成可能
	指標動向の 補足説明	污水处理設備の整備は着実に進展している。					
	達成見通しの 判断理由	これまで順調に進捗している。 今後、整備地域が郊外部にシフトしていくが、効率的な整備の促進を図ることにより達成できるものと判断される。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
環境保全活動への取組 者数	H30:3,677人 ⇒ R1:4,156人 ⇒ R2:1,417人 ⇒ R3:2,076人 ⇒ R4:2,946人 ⇒ R5:3,914人 ※H30から集計	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による活動の機会の減少により、取組み者数の減少が見られたが、感染防止に努めながら地域における環境保全活動の機会の創出等に取り組み、活動の拡大を図った。
環日本海地域の環境協 力を目的とした交流人数	H25:66人 ⇒ H26:54人 ⇒ H27:136人 ⇒ H28:68人 ⇒ H29:68人 ⇒ H30:48人 ⇒ R1:86人 ⇒ R2:8人 ⇒ R3:169人 ⇒ R4:78人 ⇒ R5:102人	県や(公財)環日本海環境協力センター等が実施する事業によって、交流を推進している。令和2年度以降は、オンライン開催された会議への参加により交流を図った。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・環境省では、光化学オキシダントに係る環境基準が50年近く再評価されていない状況を踏まえ、令和3年度より光化学オキシダントによる植物影響や健康影響に関する知見を整理し、環境基準の再評価に向けた検討を進めている。
- ・環境省では、随時、環境基準や水質汚濁防止法に基づく排水基準の見直しを行っている。環境基準については、令和4年4月に六価クロムの基準値の見直しや、衛生微生物指標の大腸菌群数から大腸菌数への見直しが行われた。また、排水基準については、令和3年12月には亜鉛等、令和4年7月にはほう素等について、一部の業種に適用される暫定排水基準の強化や一般排水基準への移行が行われ、令和6年4月には六価クロムの排水基準が強化された。
- ・海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物処理推進法(平成21年7月施行)や国の基本方針に基づき、海岸部を有する都道府県において、各地域計画に基づく海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策が進められている。
- ・平成30年6月の海岸漂着物処理推進法改正により、事業者の責務として、製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出抑制に努めることとされるなど、マイクロプラスチック対策が盛り込まれた。また、令和元年5月に国が策定した「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」により、海洋プラスチックごみ対策に係る具体的な対策等が示された。さらに、令和4年4月施行のプラスチック資源循環法において、プラスチックのライフサイクル全般での資源循環等の取組み(3R+Renewable(再生可能資源への代替))の促進が求められている。
- ・国土交通省では、底質のダイオキシン類対策について、「底質のダイオキシン類対策技術資料集」や「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」を策定し、対策工法や対策技術を取りまとめ、都道府県の対策の実施に技術的な支援を行っている。また、環境省では、「低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査事業」を実施し、民間事業者から応募のあった実用可能性のある技術について、実証調査、技術評価を実施している。
- ・政府では、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に対して、令和5年6月に抜本的・総合的な対策を「物流革新に向けた政策パッケージ」として策定し、宅配便の再配達削減に向けた取組みを推進している。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判 定 理 由
監視体制や発生源対策の強化など安全で健康的な生活環境の確保	・大気については、環境基準の達成率に係る目標を達成し、おおむね良好な環境を維持しているが、光化学オキシダントやPM2.5が高濃度になった際の健康被害を防止するため、注意報発令等の情報を速やかに関係者に伝達する必要がある。水質については、環境基準の達成率に係る目標を達成し、良好な環境を維持しているが、水質汚濁防止法の改正に伴う規制強化や監視体制の充実化などの新たな課題に対応するとともに、汚濁物質の排出実態を把握して事業者と連携した水環境保全を図るなどにより一層施策を推進する必要がある。 ・ダイオキシン類については、富岩運河等で底質に係る環境基準が未達成であり、改善対策の実施・検討に取り組んでいる。なお、平成26年度から、中島閘門上流部の対策工事に着手し、令和4年度に完了した。また、中島閘門下流部については、工法検討調査を実施している。
環境学習の充実と地域での環境保全活動の活性化	・平成20年8月から県民参加の「エコドライブ推進運動」を展開しており、エコドライブの実践が進んでいるが、幅広い世代を対象としたエコドライブ宣言者の募集や、エコと安全の両面からのPRなどの啓発に併せ、空気圧の点検や自動車の性能・機能に応じた運転の普及などに関係団体と連携して取り組んでいく必要がある。 ・大学生等を対象とした水環境保全活動体験会や小学生を対象とした環境観察会を開催し、若者・子どもの環境保全意識の向上を図り、地域の団体が行う水環境保全活動への自主的な参加を促進している。 ・「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」(令和3年3月改定)に基づき、関係機関・団体等との協働、連携により、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制を推進している。また、小矢部川流域をモデルとして、海岸漂着物対策推進協議会の下に小矢部川流域部会を平成25年8月に設置し、アクションプランに基づく流域の行政機関・関係団体が連携した清掃美化や発生抑制対策を推進している。一方、マイクロプラスチックによる海洋汚染について世界的に関心が高まっており、県内海岸でも、容器や生活雑貨など身の回りのごみに由来するマイクロプラスチックが確認されていることなどから、国の戦略及びアクションプランを踏まえ、原因となるプラスチックごみの回収・処理や発生抑制に向けた取組みを推進する必要がある。
イタイイタイ病の教訓等の後世への継承と国内外への情報発信	・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりイタイイタイ病資料館の来館者数は令和2、3年度は減少したが、令和4年度以降は回復傾向を見せている。利用者の内訳としては、小学生等の団体利用が多く、引き続き、語り部講話や展示解説等の資料館の事業を通し、イタイイタイ病の教訓等の後世への継承を推進している。 ・イタイイタイ病資料館のガイダンス映像について5カ国語で対応しているほか、5カ国語に対応したホームページやリーフレット(8カ国語)、展示ガイドブック(8カ国語)と併せ、海外に向けた情報発信を強化している。
国連機関や北東アジア地域の自治体等と連携した国際環境協力の推進	・環日本海地域における黄砂や海洋ごみなどの環境問題に対応するため、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の活動を支援するとともに、(公財)環日本海環境協力センターとの連携のもと、漂着物調査(マイクロプラスチック調査を含む。)や「北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業」等を実施しており、多くの自治体や青少年が参加している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
監視体制や発生源対策の強化など安全で健康的な生活環境の確保	・一時的に高濃度になることがある光化学オキシダントへの対応やカーボンニュートラルにも資する取組みの推進など、大気環境行政を取り巻く課題に適切に対応するため、大気環境計画（令和5年3月改定）に掲げる施策を着実に推進する必要がある。 ・富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟（平成26年10月）等を契機として、本県の豊かで清らかな水環境を将来にわたり守り育てていくため、引き続き水環境保全活動や海域での植物プランクトン増殖の要因となる窒素、リンの工場・事業場からの排出抑制を推進する必要がある。また、富山湾に流入する汚濁物質の排出実態を把握して事業者と連携した水環境保全を図る必要がある。 ・工場・事業場だけでなく、家庭においても灯油を暖房に使用する冬期を中心に不注意による油流出事故が多数発生しており、水質汚濁事故の未然防止対策を強化する必要がある。 ・富岩運河等のダイオキシン類による底質に係る環境基準を達成するため、中島閘門下流部の対策工法の検討を今後も継続して取り組む必要がある。	○
環境学習の充実と地域での環境保全活動の活性化	・本県の海岸漂着物の約8割が県内で発生したものとされていることから、マイクロプラスチック削減のためにも、沿岸、上流域の市町村や関係団体等と連携し、流域一体となった清掃美化活動等を一層推進する必要がある。 ・プラスチック資源循環法が施行（令和4年4月）されたことから、関係者へ周知を図るとともに、プラスチックごみの排出抑制、再資源化を進める必要がある。 ・活動者の高齢化や後継者不足が進む水環境保全活動の新たな担い手を育成するとともに、県民・事業者・行政が連携協力して宅配便の再配達削減に向けて取り組むなど大気環境保全活動を一層推進する必要がある。	
イタイイタイ病の教訓等の後世への継承と国内外への情報発信	・イタイイタイ病の風化を防ぎ、その歴史や教訓を次世代へ継承するため、引き続きイタイイタイ病資料館での企画展・語り部講話・展示解説の多言語化等の事業を通じた国内外への情報発信を推進する必要がある。	
国連機関や北東アジア地域の自治体等と連携した国際環境協力の推進	・北東アジア地域の環境問題に対応するため、今後とも同地域における環境保全のための具体的な取組みを一層進めていくとともに、海洋ごみや気候変動、生物多様性に着目した環境保全活動等を推進する必要がある。また、県内においても北東アジア地域の環境問題に対する県民意識の高揚や環境保全活動の実践をより推進する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	18 清らかな水資源の保全と活用
政策目標	空から山、平野、川等を経て富山湾に至る水の循環と県民の諸活動との調和が図られ、水資源が有効に活用されるとともに、地域に根ざした水文化が継承されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
地下水揚水量の適正確保率 (富山県地下水の採取に関する 条例対象地域(8地下水区)にお ける適正な揚水量の確保状況)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成可能
指標動向の 補足説明	地下水揚水量は、富山県地下水の採取に関する条例対象地域における地下水区ごとの適正揚水量の範囲内を維持している。						
達成見通しの 判断理由	地下水揚水量は気象等の影響により変動があるものの適正揚水量の範囲内を維持しており、地下水の保全・適正利用の推進に引き続き取り組むことで達成可能と判断した。						
小水力発電所の整備箇所数(累計) (中小河川、農業用水等を利用した 県内の小水力発電所(出力1,000kw以下) の整備箇所数)	19か所	39か所	54か所	57か所	45か所	60か所	達成可能
指標動向の 補足説明	小水力発電の整備箇所数については、農業用水を利用した整備を中心に、毎年度順調に増加している。						
達成見通しの 判断理由	小水力発電所については、農業用水を利用した整備を中心に順調に整備箇所数が増加しており、令和5年度においては、57箇所まで整備している。今後も継続的に新規箇所の整備が見込まれることから、目標は「達成可能」であると判断した。						
水文化に関する活動に取り組んでいる団体数 (水のふれあい活動や水文化の継承活動等を行っている住民・ボランティア団体等の数)	182団体	217団体	259団体	271団体	230団体	240団体	既に達成
指標動向の 補足説明	河川・海岸ボランティア活動が着実に増加し、令和元年度時点で最終目標を達成している。今後も地域ぐるみでの用水保全活動を進めていく。						
達成見通しの 判断理由	環境保全に対する関心の高さから、河川・海岸愛護ボランティア団体が順調に増加し、目標達成につながったと考える。						

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
河川・海岸愛護ボランティ ア団体数(再掲)	H18:50団体 ⇒ H22:62団体 ⇒ H23:62団体 ⇒ H24:62団体 ⇒ H25:63団体 ⇒ H26:71団体 ⇒ H27:82団体 ⇒ H28:87団体 ⇒ H29:106団体 ⇒ H30:112団体 ⇒ R1:112団体 ⇒ R2:114団体⇒ R3:115団体 ⇒ R4:117団体 ⇒ R5:118団体	・ふるさとリバーボランティア支援制度の見直しと周知に取り組んだことにより、実施団体数の増加につながっている。
地域用水機能保全活動団 体数	H18:27団体 ⇒ H22:27団体 ⇒ H23:27団体 ⇒ H24:27団体 ⇒ H25:27団体 ⇒ H26:30団体 ⇒ H27:30団体 ⇒ H28:30団体 ⇒ H29:30団体 ⇒ H30:32団体 ⇒ R1:32団体 ⇒ R2:32団体 ⇒ R3:32団体 ⇒ R4:34団体 ⇒ R5:39団体	・団体数は順調に増加しており、引き続き、農業用水の役割を非農家に認識していただくよう努める。
水環境保全活動団体数	H18:69団体 ⇒ H22:95団体 ⇒ H23:93団体 ⇒ H24:96団体 ⇒ H25:103団体 ⇒ H26:106団体 ⇒ H27:101団体 ⇒ H28:100団体 ⇒ H29:97団体 ⇒ H30:103団体 ⇒ R1:106団体 ⇒ R2:101団体 ⇒ R3:102団体 ⇒ R4:108団体 ⇒ R5:114団体	・団体数はほぼ横ばいであるが、高齢化や後継者不足などにより団体の解散等が見られることから、新たに活動に取り組む人材を養成し、団体数の維持に努める。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

「流域水循環計画(とやま21世紀水ビジョンが認定されている。)」に基づき実施される事業を含む整備計画は、社会資本整備総合交付金等の配分に当たって、一定程度配慮されることになっており、水循環の維持又は回復に向けた取り組みの推進が期待されている。 令和2年度に国の「水循環基本計画」が見直され、地方公共団体等が策定するべきとされている「流域水循環計画」の策定促進、気候変動などによるリスクへの対応、健全な水循環に関する普及啓発、広報、教育と国際貢献に重点的に取り組むとされている。 また、令和3年6月に、水循環基本法の一部を改正する法律が公布・施行され、水循環に関する基本的施策として、地下水の適正な保全及び利用の規定が追加され、国及び地方公共団体は、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置、地下水の採取の制限等の必要な措置を講ずるよう努めることとされた。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況 A 概ね順調	
施策名	判定理由
水源の保全と涵養	揚水設備の立入検査や地下水位の監視等を行うとともに、地下水の節水や利用の合理化、涵養などの保全施策を推進した。また、降雪時に地下水位が著しく低下した場合には、地下水位低下注意報を発令して地下水利用者に自主的な節水への協力の呼びかけを行っており、令和3年1月と2月の大雪時に注意報を発令した。
小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用	小水力発電所については、農業用水を利用した整備を中心に順調に増加しており、令和5年度においては、57箇所で稼働している。
水環境の保全	川の清掃、植樹など事業者の自主的な環境保全活動「プラスワンアクション」を促進したほか、高齢化や後継者不足が進む水環境保全活動の新たな担い手を育成するため、水環境保全活動体験会等を開催し、若者・子どもの水環境保全活動への参加を促す取組みを推進した。
水を活かした文化・産業の発展	歴史的な農業用水施設の文化遺産・文化財登録や当該施設を活用した見学会の開催支援、水に関わる文化遺産PRパンフレット作成やウェブサイト発信のほか、様々な観光イベント等を活用し、「水の王国とやま」のイメージアップとともに「とやまの名水」であるミネラルウォーターのPRを推進した。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
水源の保全と涵養	令和3年1、2月の大雪時には、地下水位が一時的に大きく低下して注意報を発令するなど、今後も降雪時には、市街地等で地下水位の大幅な低下が懸念されることから、地下水障害の未然防止のため、引き続き冬期間の地下水位低下対策を推進していく必要がある。	
小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用	確実に小水力発電施設を整備していくための、安定した財源の確保が必要である。	
水環境の保全	SDGs未来都市として「清らかな水の循環の創造」を実現するうえで、県民総参加の水環境保全活動をさらに促進する必要があることから、若者・子どもの活動参加を促すなど、引き続き新たに活動に取り組む人材を育成する取組みを推進する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	19 再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進
政策目標	豊かな県民生活や経済の持続的な成長を実現するため、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進などエネルギーの多様化・効率化の推進や、水素など新たなエネルギーの利活用の取組みにより、エネルギー需給の安定が図られていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評 価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
小水力発電所の整備箇所数(累計)	19か所	39か所	54か所	57か所	45か所	60か所	達成可能
(中小河川、農業用水等を利用した県内の小水力発電所(出力1,000kW以下)の整備箇所数)	指標動向の補足説明	小水力発電所の整備箇所数については、農業用水を利用した整備を中心に、毎年度順調に増加している。					
	達成見通しの判断理由	小水力発電所については、農業用水を利用した整備を中心に順調に整備箇所数が増加しており、令和5年度においては、57箇所まで整備している。今後も継続的に新規箇所の整備が見込まれることから、目標は「達成可能」とであると判断した。					
地熱発電所の整備箇所数(累計)	-	地熱発電の導入に向けて、立山温泉地域での調査を実施	-	-	1か所の事業着手	1か所	要努力
(バイナリー式発電を含む県内の地熱発電所の整備箇所数)	指標動向の補足説明	地熱発電所の整備には、地熱貯留層の評価、環境アセスメントの実施など、着工までに時間を要する。					
	達成見通しの判断理由	平成28年度から立山温泉地域において調査井掘削調査等を行ってきたが、これまでの調査で地熱発電に必要な蒸気や熱水の湧出が確認できておらず、事業着手の目途が立っていない。 令和5年度に立山温泉地域以外において、バイナリー方式による地熱発電の可能性調査を行い、魚津市内において導入の可能性があるとの結果を得たが、目標の達成のためには、より一層の施策の推進が必要であることから「要努力」と判断した。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
エコアクション21の新規登録事業者数(累計)(再掲)	H27:133事業者⇒H28:144事業者⇒H29:157事業者⇒H30:162事業者⇒R1:165事業者⇒R2:167事業者⇒R3:172事業者⇒R4:176事業者⇒R5:179事業者	県等が実施する認証・登録の促進により新規登録事業者数は着実に増加しており、省エネ対策等の取組みが広がっている。
環境・エネルギー分野に係る産学官共同研究件数(累計)	H25:12件⇒H26:13件⇒H27:14件⇒H28:15件⇒H29:16件⇒H30:17件⇒R1:17件⇒R2:18件⇒R3:20件⇒R4:20件⇒R5:21件	産学官オープンイノベーション推進事業の実施により、共同研究件数は増加する傾向を示している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【エネルギー政策に係る国の動き】

・2015(平成27)年の国連気候変動枠組条約締約国会議で採択された「パリ協定」で「産業革命前からの気温上昇を2℃未満、1.5℃に抑える努力を継続」との長期目標が掲げられ、2018(平成30)年10月にはIPCC(気候変動に関する政府間パネル)が「気温上昇1.5℃以内には、2050年前後までの排出量正味ゼロの実現が必要」と報告された。これを受け、世界120以上の国・地域が「2050年カーボンニュートラル」を表明し、我が国も2020(令和2)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。その後、国では宣言の実現に向けて、2021(令和3)年4月には2030年度温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%削減と表明したほか、グリーン成長戦略や地域脱炭素ロードマップの策定、地球温暖化対策推進法の改正、2030年の電源構成比率等を定めるエネルギー基本計画や部門別・施策別の削減目標等を定める地球温暖化対策計画の見直しなどが行われた。

・改正地球温暖化対策推進法では、環境に配慮しながら再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれた。

・2021(令和3)年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画(第6次)において、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域共生を図りながら最大限の導入を促すこととされ、2030年度の電源構成における再生可能エネルギー比率は、36%～38%を目指すとしてされている。

・固定価格買取制度(FIT)については、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担(電気料金に上乗せされる賦課金)抑制の両立を図るため、2016(平成28)年5月、発電設備の未稼働を防ぐための新たな認定制度の創設や、事業投資の予見性を高めるための複数年買取価格の設定などの見直しが行われた。(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律、2017(平成29)年4月1日施行)

また、再生可能エネルギー発電事業者の投資予見可能性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、固定価格での買い取りに加えて、新たに、市場価格にプレミアム単価を上乗せして交付する制度(FIP)が創設されることとなった。(強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律、2022(令和4)年4月1日施行)

・水素社会実現に向けては、2017(平成29)年12月に、2050年を視野に将来目指すべきビジョンであると同時に、その実現に向けた2030年までの行動計画である「水素基本戦略」が策定された。また、同戦略策定後、2020年カーボンニュートラル宣言や、ウクライナ侵略によるグローバルなエネルギー需給構造の変化などにより、水素等を取りまく環境等が大きく変化したため、2023年度に同戦略を改定。

・国において、平成25年度から3箇年にわたり表層型メタンハイドレートの資源量把握調査を実施し、日本海側に表層型メタンハイドレートの分布の可能性が高いガスチムニー構造が1,742箇所確認された。また、平成31年2月には「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」が改定され、商業化に向けた工程表が初めて示された。

・国において、自然環境と調和した地熱開発の一層の促進を図るため、平成27年10月、国立・国定公園の第1種特別地域への傾斜掘削等を認めることになった。また、平成30年3月には、地熱発電に係る環境アセスメント手続期間短縮のガイドが策定された。

【民間の動き】

・水素エネルギー事業の推進を目指す民間協議会が平成28年2月に発足、平成30年4月に一般社団法人化。水素ステーションの設置に向けた取組みを推進し、令和2年3月に北陸初となる商用水素ステーションが開設された。

・2024年3月現在、県内12市町及び本県も「2050年ゼロカーボン」を表明しているほか、民間でも脱炭素の目標を掲げる企業の増加に加え、取引先や投融资先にも脱炭素化を求める動きも見られる。

【外部の意見】

・令和3年4月開催の第3回富山県成長戦略会議にて、委員より「富山ならではの点では、水力発電だけでなく地熱発電の宝庫なので、もう少し力を入れていきたい。バイオ燃料の使用をしていただきたい。」との意見あり。

・令和3年6月開催の第5回富山県成長戦略会議の終了後、委員より「地域内エネルギー自給率を高めていく等の政策が必要である。」との意見あり。

・令和3年11月開催の富山県成長戦略会議第1回新産業ワーキンググループにて、委員より「自然エネルギー活用やリサイクル促進などの取組みにより地場産業を強くすることで、カーボンニュートラルを住民全体で考えるモデル地区になりうると思う。」との意見あり。

・令和3年12月開催の第7回富山県成長戦略会議にて、委員より「(新産業ワーキンググループ報告書では、)エネルギーの地産地消に焦点が当たっている。地熱発電だとか始めなくてはいいけど、もっと農林水産業を巻き込んだ地産地消型だとか、あるいはスモールビジネスから始まっていくまちづくりとか、今後横断連携してやっていきましょう。」との意見あり。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判 定 理 由	
再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーの多様化や効率化の推進	・県では、2023年(令和5)年3月、再生可能エネルギーの最大限の導入を重点施策の一つとして位置付けた「富山県カーボンニュートラル戦略」を策定し、戦略に基づき各種施策を進めることとしている。最新の実績(2022年度)について、導入量は10,554GWhであり、時点の想定目標を達成している。 ・農業用水を活用した小水力発電は、令和2年7月に常西幹線地区、令和3年5月に五位ダム地区、外輪野用水地区が運転開始し、県内では34箇所稼働している。また、令和2年度に創設した「小水力発電導入支援事業」を活用し、新たな小水力発電の導入に向けた調査(概略設計)を実施している。 ・太陽光発電の導入を促進するため、県有未利用地を活用した民間事業者によるメガソーラー事業の促進に取り組み、富山市高島・下飯野地区、射水市海竜町地区、富山市舟倉地区の3地区で運転が行われている。また、令和5年度に創設した再生可能エネルギー導入促進補助金により、県民や事業者による新たな太陽光発電の導入を促進している。 ・本県の優れた地熱ポテンシャルを活かした地熱発電の事業化に向け、平成28年度から立山温泉地域において地熱資源開発に向けた調査(平成28年度:地表調査、平成29年度:ヒートホール掘削調査、平成30年度・令和元年度:調査井掘削調査、令和2年度:調査井追加調査、令和3年度:電磁探査による地表調査、令和4年度:調査データ第三者評価、令和5年度:新技術等の適用効果を調査)を実施している。 - また、令和5年度にバイナリー方式による小規模な地熱発電導入の可能性を探るため、既存資料や現地の調査を実施した。 ・未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電施設(射水市)は、平成27年5月から運転が行われている。	
水素やメタンハイドレートなど新たなエネルギーの利活用に向けた取組み	・平成29年度に「とやま水素インフラ研究会」を設立し、各企業の研究開発を担う人材育成を図るとともに、水素関連商品の技術情報の提供を行うなど、県内企業が水素関連産業へ新規参入する際の支援に取り組んでいる。 ・平成30年3月、水素社会実現に取り組む意義や取組みの方向性、取り組むべき施策などをまとめた「とやま水素エネルギービジョン」を策定した。 ・メタンハイドレートについては、富山県立大学において、平成27年度から30年度まで4年連続で、上越沖での表層型メタンハイドレートの採取に成功するなどの取組みを行った。	
再生可能エネルギーの導入を通じた地域づくりやグリーンイノベーションの加速化	・環境・エネルギー分野に関する産学官共同研究件数は、令和5年度までの累計で21件となり、着実に増加している。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
水素やメタンハイドレートなど新たなエネルギーの利活用に向けた取組み	・水素エネルギーの普及・導入拡大の加速化のため、国による水素ステーションの導入及びFCV(燃料電池自動車)普及に係る補助制度の充実と継続及び、安全性を確保したうえでの必要な規制改革の着実な推進が必要となる。また、水素エネルギー、燃料アンモニアは「2050年カーボンニュートラル」実現に向けた電源の脱炭素化を進めるうえで有力な選択肢の1つであることから、業界の動向を注視しながら今後も事業を継続していく必要がある。	
再生可能エネルギーの導入を通じた地域づくりやグリーンイノベーションの加速化	・積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につながるという「経済と環境の好循環」の実現に向けて成長が期待される産業への参入や事業転換を促進するため、県内企業の気付きから事業化に向けた取組みを推進する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	20 消防力や地域防災力等の強化による防災・危機管理体制の充実
政策目標	県民一人ひとりが、高い防災意識を持ち、地域での防災力が向上しているとともに、火災や自然災害はもとより、大規模テロや新型感染症等の新たな危機が万一発生した場合の備えが整えられていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評 価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
自主防災組織の組織率 (全世帯数に占める自主防災組織に加入している世帯数の割合)	66.0%	77.5%	89.1%	89.4%	84.0%	90.0%	達成可能
	指標動向の 補足説明	1年間で0.3ポイントの増加となっている。 全国85.4%(R5.4.1現在)					
	達成見通しの 判断理由	令和5年度末現在、組織率は89.4%となっており、順調に高くなっていることから、達成できると判断した。					
出火率 (人口1万人当たりの出火件数)	1.92件	1.81件	1.48件	1.73件	1.8件以下	1.8件以下	達成可能
	指標動向の 補足説明	平成3年以来、33年連続して出火率が全国最小(全国1位)となっている					
	達成見通しの 判断理由	火災予防の普及啓発を図るとともに、住宅用火災警報器の設置促進など火災予防活動の充実により、目標を達成できると判断した。					
民間事業者等に対するテロ対処研修の開催回数 (民間事業者、官公庁、地域住民等に対するテロ対処研修の開催回数)	—	7回	28回	20回	15回	30回	達成可能
	指標動向の 補足説明	「テロ対策ネットワークとやま」を設立した平成28年以降、官民連携した研修を実施している。					
	達成見通しの 判断理由	令和5年度の達成率は最終目標の66.7%となっており、令和4年度の達成率(93.3%)から減少したものの、研修の開催ノウハウを蓄積したことから、目標を達成できると判断した。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
防災士数	平成28年度末:1,056人 ⇒ 平成29年度末:1,146人 ⇒ 平成30年度末:1,434人 ⇒ 令和元年度末:1,598人 ⇒ 令和2年度末:1,698人 ⇒ 令和3年度末:2,014人 ⇒ 令和4年度末:2,345人 ⇒ 令和5年度末:2,705人	人口10万人当たりの防災士数は約269人(R6.3末)であり、全国平均(約204人:R6.3末)を上回っている。H24から防災士養成研修事業を実施。
官民合同の各種テロ対処訓練の実施件数	H28:3回 ⇒ H29:3回 ⇒ H30:3回 ⇒ R1:3回 ⇒ R2:0回 ⇒ R3:3回 ⇒ R4:5回 ⇒ R5:5回	令和5年度は、G7富山・金沢教育大臣会合の開催もあったことから、その対策などを含め計5回の訓練を実施した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・平成23年3月に東北地方において未曾有の東日本大震災、平成28年4月には九州地方において熊本地震が発生し、また、平成19年3月の能登半島地震や同年7月の新潟県中越沖地震といった隣県での大規模な地震、また、令和6年1月1日の能登半島地震など、震災対策の一層の充実が求められている。また、県内でも、平成20年2月には高波による被害、同年7月には大雨による孤立集落の発生、また、平成26年7月には、大雨による土砂災害が発生、平成30年2月、令和3年1月には大雪による県民生活に影響が及び、令和5年6、7月には大雨による浸水被害等が発生するなど風雪水害対策も含め、防災対策の一層の充実が求められている。	
・平成28年12月の糸魚川市大規模火災をうけ、消防庁において「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」が開催され、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方について検討がなされ、平成29年5月に報告書を取りまとめた。	
・近年頻発している北朝鮮のミサイル発射事案、高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生、新型コロナウイルス感染症対応などを踏まえ、危機管理体制の一層の充実が求められている。	
・令和4年8月実施の官民協働事業レビューでは、各地域において必要となる数の防災士の確保を求める意見、また、令和5年8月実施の官民協働事業レビューでは、自主防災組織に対する支援制度の改善を求める意見など、引き続き、地域防災力の強化が求められている。	
・令和6年能登半島地震に係る災害対応検証会議を設置し、市町村や関係機関とともに災害対応検証を行い、各種計画やマニュアル等の見直しに繋げることとしている。	

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判 定 理 由	
消防力・地域防災力の強化	・自主防災組織の組織化や消防団員の確保などについては、概ね順調に進んでいる。しかしながら、平成23年、東北地方を中心として甚大な被害をもたらした東日本大震災や平成28年の熊本地震、隣県で発生した大きな地震、令和6年の能登半島地震のほか、平成20年2月に本県で発生した高波による被害、同年7月に発生した大雨による被害、平成26年7月に発生した土砂災害、令和5年6、7月に発生した大雨による浸水害などを踏まえ、地震・津波対策、風水害対策など、防災対策の一層の充実が必要となっている。 ・防災教育については、災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、県民一斉防災訓練(シェイクアウト)などを実施しているが、県民の防災意識の高揚に一層努めていく必要がある。 ・自主防災組織が自主的に実施する避難訓練や資機材整備の促進を図って、より一層地震・津波、風水害等に対応できる人材を育成する必要がある。	
消防体制の充実	・市町村消防の広域化については、平成20年3月に「富山県消防広域化推進計画」を策定したところであり、市町村において「広域消防運営計画」を策定するなど、広域化の実現に向けより一層協議を進める必要がある。 ・砺波市、小矢部市、南砺市の3市は平成22年4月に「砺波地域広域消防運営協議会」を発足、広域消防運営計画を策定し、平成23年4月から新たに「砺波地域消防組合」で消防業務をスタートしたところである。 ・魚津市、滑川市、上市町、舟橋村の4市町村は、平成23年4月に「富山県東部消防広域化協議会」を、黒部市、入善町、朝日町の3市町は、平成23年12月に「新川地域消防広域化協議会」をそれぞれ発足、広域消防運営計画を策定し、平成25年3月末から新たに「富山県東部消防組合」、「新川地域消防組合」として消防業務をスタートしている。 ・高岡市、氷見市の2市は、令和元年7月に「高岡市、氷見市消防広域化協議会」を発足、令和元年12月に、両市を「消防広域化重点地域」に県が指定し、令和2年1月に、同協議会が「高岡市・氷見広域消防運営計画」を策定し、令和3年4月から広域化(氷見市から高岡市への事務委託)となっている。 ・富山市、立山町の2市町は、令和3年11月に消防指令業務の共同運用について合意し、令和4年6月に「連携・協力実施計画」を策定の上、令和5年4月より実施している(立山町から富山市への事務委託)。 ・富山市、高岡市、射水市の3市は令和6年2月に消防艇の共同運航について基本合意を締結し、令和9年の運航開始を予定している。	
危機管理体制の充実	・平成28年12月に「テロ対策ネットワークとやま」を設立し、毎年開催する定例会でテロ情勢の共有を図るとともに、関係機関との合同訓練等を実施しており、官民一体となったテロ対策を推進している。 ・県民へのきめ細かな防災情報の提供など、浸水被害軽減対策をより一層推進する必要がある。 ・河川情報システムなど、災害監視や防災情報の提供を行うシステムの整備充実や、河川水位情報、土砂災害警戒情報などの防災情報の提供をより一層推進する必要がある。 ・令和5年6、7月の大雨によるダム操作や住民の避難状況を踏まえ、大雨に備えた関係機関や住民への情報提供のあり方について検討し、令和6年3月に検討内容をとりまとめた。 ・想定しうる最大規模の降雨や高潮を対象とする浸水想定区域の指定をより一層推進する必要がある。 ・災害・事故、事件等の危機管理事案が発生した場合において、中核施設となる富山県防災危機管理センターが令和4年10月11日から供用開始した。 ・災害・事故・事件等の危機管理事案が発生した場合において、県・市町村・消防本部等を結ぶ防災行政無線の更新を推進している。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
消防力・地域防災力の強化	・本県の自主防災組織の組織率が全国平均と比較して高い状況となっているものの、組織率が低い状況となっている地域もあることから、引き続き、市町村と連携して、組織率の向上に取り組む必要がある。 ・令和6年の能登半島地震の災害対応検証を行い、各種計画、マニュアル等の見直しを検討していく必要がある。 ・本県の消防団員数は高齢化等により減少傾向にあり、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年度)、国が設置した「消防団員の処遇等に関する検討会」がとりまとめた最終報告や消防庁通知(令和3年度)等をふまえ、消防団の充実強化を始めとする地域防災力の充実強化を一層推進していく必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	21 防災・減災、災害に強い県土づくり
政策目標	水害や土砂災害などから県民の生命や財産を守るための施設等が整備され、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される、災害に強い県土が形成されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
河川整備延長	408.8km	418.5km	425.2km	425.8km	424km	428km	達成可能
(河川整備が必要とされる区間延長のうち、概ね10年に1回の確率で発生する降雨量(時間約50mm)以上への対策整備がされた延長)	指標動向の 補足説明	浸水被害解消のため、近年浸水被害が発生している河川において、治水上ネックとなっている箇所等へ集中投資を行っており、着実に整備が進んでいる。					
	達成見通しの 判断理由	必要箇所に集中投資を行いつつ、計画的に河川改修を進めていることから、「達成可能」と判断した。また、1年前倒しし、2025年度に達成できるよう整備の加速化を図る。					
土砂災害危険箇所の整備 箇所数(累計)	580か所	611か所	638か所	648か所	645か所	670か所	達成可能
(保全人家5戸以上等の土砂災害危険箇所のうち、砂防施設が整備済みの箇所数)	指標動向の 補足説明	土砂災害危険箇所を解消するため、緊急度の高い箇所を優先して整備しており、着実に整備が進んでいる。					
	達成見通しの 判断理由	目標の達成に向け、緊急度の高い箇所から計画的・重点的に整備を進めており、着実に進捗していることから、「達成可能」と判断した。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
海岸整備延長	H23:56.18km ⇒ H24:56.65km ⇒ H25:56.97km ⇒ H26:57.67km ⇒ H27:58.31km ⇒ H28:58.41km ⇒ H29:59.38km ⇒ H30:59.45km ⇒ R1:59.54km ⇒ R2:59.73km ⇒ R3:59.80km ⇒ R4:59.90km ⇒ R5:59.97km	越波・侵食被害を解消するため、集中的に投資を行い、着実に整備が進んでいる。
山地災害危険地区着手箇所数	H23:1,359箇所 ⇒ H24:1,389箇所 ⇒ H25:1,392箇所 ⇒ H26:1,400箇所 ⇒ H27:1,402箇所 ⇒ H28:1,403箇所 ⇒ H29:1,409箇所 ⇒ H30:1,438箇所 ⇒ R1:1,439箇所 ⇒ R2:1,440箇所 ⇒ R3:1,445箇所 ⇒ R4:1,451箇所 ⇒ R5:1,459箇所	計画的・重点的な整備が図られ、順調に進捗している。
海岸防災林整備延長	H23:4,910m ⇒ H24:5,597m ⇒ H25:5,765m ⇒ H26:5,813m ⇒ H27:6,180m ⇒ H28:6,288m ⇒ H29:6,451m ⇒ H30:6,538m ⇒ R1:6,612m ⇒ R2:6,667m ⇒ R3:6,677m ⇒ R4:6,693m ⇒ R5:6,693m	計画的・重点的な整備が図られ、順調に進捗している。
河川・海岸愛護ボランティア団体数	H23:62団体 ⇒ H24:62団体 ⇒ H25:63団体 ⇒ H26:71団体 ⇒ H27:82団体 ⇒ H28:87団体 ⇒ H29:106団体 ⇒ H30:112団体 ⇒ R1:112団体 ⇒ R2:114団体 ⇒ R3:115団体 ⇒ R4:117団体 ⇒ R5:118団体	ふるさとリバーボランティア支援制度の見直しと周知に取り組んだことにより、実施団体数の増加につながっている。
都市浸水対策整備面積	H23:2,714ha ⇒ H24:2,752ha ⇒ H25:2,852ha ⇒ H26:2,931ha ⇒ H27:3,189ha ⇒ H28:3,339ha ⇒ H29:4,215ha ⇒ H30:4,466ha ⇒ R1:4,747ha ⇒ R2:4,756ha ⇒ R3:4,778ha ⇒ R4:4,798ha ⇒ R5:4,802ha	計画的な整備が図られ、順調に進捗している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化、頻発化しており、その一方で高度成長期を中心に整備された公共土木施設の老朽化が進展している。こうしたなか、国では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組み、国土の全域にわたる強靱な国づくりを一層推進している。 ・令和6年8月実施の官民協働事業レビューにて、ふるさとリバーボランティア支援制度の支援内容のうち「ふるさと川・海応援団支援事業」については「現行どおり・拡充」と判定された。
--

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況 B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由
治山・治水・土砂災害対策の推進	・市街地の中心を流れる河川や流域での住宅開発が進む河川等において、近年浸水被害が発生している箇所を優先的かつ計画的に河川整備等を推進している。 ・土石流危険渓流やがけ崩れ、地すべりなどの土砂災害危険箇所や山地災害危険度の高い箇所において、砂防堰堤や治山ダム工、擁壁工、集水井などの土砂災害防止施設の整備を着実に進めている。 ・「災害に強い山づくり検討委員会」により取りまとめられた報告書(H20年度)に基づき、引き続き、防災施設の整備を進めている。 ・公益上必要な森林について、水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備などの保安林への指定を着実に進め、無秩序な伐採に規制を加えることなどにより、森林の保全を図っている。
市街地等の浸水被害を軽減する総合的な浸水対策の推進	・集中豪雨により、浸水被害が発生した、または、その恐れのある市街地及び集落を形成している地区を対象に、市町村が主体となり関係機関で構成する「浸水対策連絡協議会」を設置し、この中で「緊急浸水対策計画」の策定を進めている。
津波・高波・海岸侵食対策の推進	・離岸堤や護岸等の海岸保全施設の整備については、越波・侵食被害を解消するため、必要箇所に集中投資を行いつつ計画的に事業を進めている。 ・海岸防災林の整備については、潮風被害地などを解消するため、必要箇所に集中投資を行いつつ計画的に事業を進めている。
公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進	・これまで「富山県橋梁長寿命化修繕計画(H23.2、R5.3改訂)」、「富山県立都市公園長寿命化(更新・補修)計画(H25.9、R1.12変更)」、「小矢部川・神通川左岸流域下水道ストックマネジメント計画(H26.9、R5.1改訂)」、「富山県水門等河川管理施設長寿命化計画(H27.2、R6.3改訂)」、「富山県港湾施設長寿命化計画(H28.3)」、「富山県砂防設備長寿命化計画(H30.3)」、「富山県地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画(R1.6)」、「富山県海岸保全施設長寿命化計画(R1.6)」、「富山県ダム長寿命化計画(R1.6、R6.3改訂)」を策定し、計画に基づく予防保全型の修繕等を実施している。 ・プレジャーボート対策として、これまで保管施設の整備や放置艇所有者への意識啓発活動を行うことなどにより、放置艇数は減少傾向である。新湊地区の不法係留は解消済み(R4.3)であり、今後、高岡地区(射水市域)において規制措置による保管施設への誘導に取り組んでいく。 ・本県で大規模な地震が発生した場合に備え、橋梁の耐震化などの防災・安全対策を強化している。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
治山・治水・土砂災害対策の推進	【治水対策】 ・直轄施工のダム事業について、事業促進に向けて、引き続き、国に働きかける必要がある。また、過去に大きな浸水被害が発生した河川や、近年、局地的な集中豪雨等により住宅等への被害があった河川などにおいて、重点的に事業費を配分して計画的な整備を行い、治水対策を着実に進める必要がある。 【土砂災害対策】 ・土砂災害危険箇所の解消に向け、近年災害が発生した箇所や、保全人家の多い箇所、要配慮者利用施設、災害時の防災拠点など、緊急度の高い箇所を優先して計画的に整備を進める必要がある。	
市街地等の浸水被害を軽減する総合的な浸水対策の推進	・多発している浸水被害の解消を図るために、河川、下水道、排水路などの各施設管理者が連携し、策定された計画に基づき、流域全体での総合的な浸水対策を着実に進める必要がある。	
津波・高波・海岸侵食対策の推進	・必要な耐震対策を行うとともに、施設が本来持つ防護機能が長期間にわたって十分に発揮されるよう、長寿命化計画に基づき予防保全型の修繕等を進める必要がある。	
公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進	【耐震化・長寿命化】 ・本県で大規模な地震が発生した場合に備え、橋梁や耐震基準を満たしていない河川堤防、砂防堰堤など公共施設の耐震対策を推進する必要がある。 【プレジャーボート対策】 ・県全体では整備済みの保管施設で全放置艇を収容することは可能であるが、保管施設の収容可能数が十分でない地区があることや放置艇所有者の保管に対する意識の低さなどから、保管施設の収容率が74%にとどまっている。また、施設規模的に収容可能であるが、人員不足により放置艇の受入が困難となっている保管施設も存在する。このため、引き続き、保管場所・人員の確保と併せ、規制措置による施設への誘導が必要である。なお、能登半島地震で被災した保管施設では、新規受入れを停止しているため、早期に復旧する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	22 地震・津波対策、火山対策、原子力災害対策の充実
政策目標	地震や津波、火山、原子力の災害発生時において、県民の生命、身体及び財産が守られているとともに、速やかで的確な応急対策や復旧・復興対策が行われる体制が整備されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
住宅の耐震化率 (新耐震基準(1981〈S56〉年基準)が求める耐震性を有する住宅の割合)	68% (H20)	72% (H25)	80% (H30)	80% (H30)	85%	91%	達成可能
	指標動向の補足説明	住宅の耐震化率は、平成20年の68%からの5年間では4ポイントの伸びになっていたが、その後の5年間では8ポイントの伸びとなっており、現在のところ、目標に対して概ね順調に推移してきている。耐震化率の大きな要素である住宅の新設・建て替え等の戸数は下げ止まりの傾向にある中、建設コストの高騰の影響もあり、動向を注視していく必要がある。					
	達成見通しの判断理由	耐震化が進む要素として、住宅の新設、建て替え、耐震改修があり、景気が回復し建て替えが進めば一定の耐震化率改善は見込めると考えられるが、建材の高騰及び供給不足により、要素の大部分を占める建て替えも鈍化することが懸念される。また、特に持ち家の多い本県においては、高齢社会の到来とともに耐震性能の低い古い住宅への投資意欲の低下傾向が強くなり、自然な率の向上が見込みにくい状況にある。 一方、令和6年能登半島地震以降、耐震診断支援実績は急速に増加しており、耐震化に対する住民意識が高まっているため、目標は「達成可能」とした。					
業務継続計画(BCP)を策定している市町村 (大規模な災害発生時の応急対策業務等を継続実施する体制を確保するために、予め必要な資源の確保や対策を定めた計画を策定している市町村)	—	5市町村	15市町村	15市町村	15市町村	15市町村	既に達成
	指標動向の補足説明	令和3年度までに全ての市町村において策定済。					
	達成見通しの判断理由	既に達成。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
木造住宅の耐震診断戸数 (累計)(再掲)	H22:1,071戸 ⇒ H23:1,543戸 ⇒ H24:1,802戸 ⇒ H25:2,044戸 ⇒ H26:2,235戸 ⇒ H27:2,419戸 ⇒ H28:2,732戸 ⇒ H29:2,866戸 ⇒ H30:3,040戸 ⇒ R1:3,204戸 ⇒ R2:3,384戸 ⇒ R3:3,611戸 ⇒ R4:3,809戸 ⇒ R5:4,366戸	令和6年能登半島地震の影響から、申し込み件数は急増傾向にある。
防災重点農業用ため池の 劣化状況評価等完了箇所 数	R3:83箇所 ⇒ R4:196箇所 ⇒ R5:316箇所	R5年度の調査完了箇所は316箇所であり、計画的に進捗している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・平成23年3月に東北地方において未曾有の東日本大震災、平成28年4月には九州地方において熊本地震が発生し、また、隣県においても平成19年3月の能登半島地震や同年7月の新潟県中越沖地震、さらには令和2年2月から続く能登群発地震や令和6年の能登半島地震など大規模地震が相次ぎ発生する中、震災対策の一層の充実が求められている。
- ・中央防災会議において、平成23年9月に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」が、また、平成24年3月に「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告」がさらに平成28年12月に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ報告」がまとめられ、今後の地震・津波対策の方向性が示された。
- ・令和6年の能登半島地震については、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、県内においても観測史上初となる最大震度5強を観測し、多数の負傷者や液状化などによる甚大な住宅被害、水道の断水、道路や河川、港湾施設など公共インフラの被災、農地・農業用施設、林道や漁港・漁具の損傷などの農林水産業や工場、商業・観光施設、学校をはじめとした文教施設などの物的被害など、県民生活や事業者の活動に大きな影響を及ぼした。特に、住家被害は2万棟を超え、中でも液状化被害は通常の建替えや補修よりも沈下・傾斜対策が必要なため、生活再建に支障をきたしているほか、観光においても被災した黒部峡谷鉄道の全線開業の遅れや、黒部宇奈月キャニオンルート的一般開放延期、能登地域を周遊する旅行商品の催行不能などによる損失が甚大となった。このような中、国においては、地震発生直後からの人的・物的支援をはじめ、激甚災害・特定非常災害・非常災害への指定や、災害査定効率化決定、「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」の取りまとめ、液状化対策への支援拡充などがされた。一方、県では、復旧・復興ロードマップを策定し、市町村、県民・事業者とも連携・協力しながら、早期復旧・復興に全力で取り組んでいるとともに、今回の災害対応を検証する有識者会議などを設置し、各種計画、マニュアル等の見直しに繋げることとしている。
- ・住宅や建築物の安全対策を総合的に推進するため、平成21年度に住宅・建築物安全ストック形成事業が創設され、耐震改修に係る補助要件が従来よりも緩和された。また、平成30年度に住宅の耐震化に向けて積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした住宅耐震化を総合的に支援する新たなメニューが創設されている。
- ・市町村では、令和元年度から、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す等の取組を行っている。
- ・国においては、「地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)」による公立学校施設の耐震化事業に係る国庫補助率の嵩上げ規定がR7年度末まで延長された。なお、小中学校の耐震化は、全ての施設について完了済み。
- ・弥陀ヶ原の火山防災対策については、観測体制の構築や情報伝達の充実強化を国に働きかけ、遠望カメラ、GNSS(GPSをはじめとする衛星測位システム全般を指す呼称)等の火山観測機器が整備され、平成28年12月から弥陀ヶ原が常時観測火山に追加された。
- ・福島第一原発事故を踏まえ、国においては、原子力災害対策指針や原発の新規制基準を策定するなど、原子力防災体制の強化が進められている。また、国では、緊急時の防護措置等の基準(EAL・OIL)やPAZ(予防的防護措置を準備する区域:概ね5km)、UPZ(緊急時防護措置を準備する区域:概ね30km)等を示しており、本県では、氷見市の一部がUPZに含まれることから、引き続き、原子力防災対策の拡充・強化が必要である。
- ・国において、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)」が施行され、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することとしている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	
B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由
地震・津波対策の充実	・災害対策基本法により、市町村は地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を作成することが義務づけられているほか、令和3年5月の本法及び関係法令等の改正により、個別避難計画の作成が努力義務となった。また、本人の同意を得て平常時より避難支援等関係者へ名簿情報や個別避難計画情報等を提供することで、より円滑な要支援者の避難支援や安否確認を行うこととされているため、これらの取組みが進むよう市町村担当者会議等を通じて働きかけているが、引き続き、推進していく必要がある。 ・県立学校の耐震化は、全ての施設について完了した。 ・小中学校の耐震化は、全ての施設について完了した。 ・自活用非常食については、5か年の整備計画のうち4年目の調達を実施した。 ・令和6年の能登半島地震の災害対応検証を行い、各種計画やマニュアル等の見直しを検討していく必要がある。
火山対策の充実	・火山防災対策については、弥陀ヶ原火山のこれまでの噴火履歴調査や火山噴石対策調査等に取り組んだほか、火山防災チラシを配布して、火山防災の意識啓発を行ってきた。また、令和2年3月に策定した弥陀ヶ原火山避難計画の実効性を高めるため令和3年9月に初めて火山防災訓練(実動訓練)を実施したところである。今後も、弥陀ヶ原火山防災協議会において、必要な防災対策について協議・議論を進め、火山防災対策を充実する必要がある。
原子力災害対策の充実	・原子力防災対策については、国の原子力災害対策指針等を踏まえ、「県地域防災計画(原子力災害編)」を改定するとともに、計画の内容を先取りする形で、平成24年度から安定ヨウ素剤等の防災資機材の配置や環境放射線監視ネットワークシステムの構築など、石川県や氷見市、関係機関等と連携しながら、防災体制の整備に取り組んできたところである。今後も、国の指針改定等を踏まえ、必要に応じて県地域防災計画を改定するとともに、原子力防災対策の充実・強化に努める必要がある。 ・令和6年の能登半島地震の災害対応検証を行い、各種計画やマニュアル等の見直しを検討していく必要がある。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
地震・津波対策の充実	・県では地震・津波の被害想定の見直しや、県地域防災計画の改定を行っており、引き続き改定した計画に基づき地震・津波対策の拡充・強化を図る必要がある。 ・災害対策基本法により、市町村は地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を作成することが義務づけられているほか、令和3年5月の本法及び関係法令等の改正により、個別避難計画の作成が努力義務となった。また、本人の同意を得て平常時より避難支援等関係者へ名簿情報や個別避難計画情報等を提供することで、より円滑な要支援者の避難支援や安否確認を行うこととされているため、これらの取組みが進むよう支援を図る必要がある。 ・引き続き自活用非常食の整備を行い、災害対応能力の強化を図る必要がある。 ・令和6年能登半島地震に係る災害対応検証会議を設置し、市町村や関係機関とともに災害対応検証を行い、各種計画、マニュアル等の見直しを検討していく必要がある。	
火山対策の充実	・火山防災対策については、弥陀ヶ原火山のこれまでの噴火履歴の調査や火山噴石対策調査等を基礎資料として、火山ハザードマップを作成し、平成30年度からは噴火警戒レベルの設定や、警戒レベルに応じた避難場所、避難経路を示した避難計画を策定しており、弥陀ヶ原火山防災協議会において、引き続き必要な防災対策について協議・議論を進め、火山防災対策を充実する必要がある。 ・弥陀ヶ原火山現地確認訓練等を継続実施し、噴火時の避難誘導等の対処能力向上を図る必要がある。	
原子力災害対策の充実	・福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、国における原子力災害対策の動向等を見ながら、本県の「地域防災計画（原子力災害編）」に基づき、本県の原子力防災対策の拡充・強化を図る必要がある。 ・令和6年の能登半島地震の災害対応検証を行い、各種計画、マニュアル等の見直しを検討していく必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	23 雪に強いまちづくり
政策目標	降積雪時においても、県民生活に支障がなく、産業経済活動が円滑に進められるとともに、豊かな雪の文化が継承・創造されていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
冬期走行しやすさ割合 (県道以上の除雪延長のうち、堆雪帯を備えた道路や消融雪施設が設置された道路など積雪に対応した道路延長)	52.0%	54.3% (H27)	58.8%	58.8% (R4)	57%	59%	達成可能
	指標動向の 補足説明	計画的に整備を進めているところであり、今後も順調な伸びが見込まれる。					
	達成見通しの 判断理由	現在事業中の箇所が順調に進捗していることから、「達成可能」と判断した。					
地域ぐるみ除排雪を推進 している地区数 (市町村が実施する地域ぐるみ除排雪体制の整備に対し、県が補助を実施している累計地区数)	276地区	307地区	355地区	358地区	330地区	350地区	既に達成
	指標動向の 補足説明	ここ数年は、地域ぐるみ除排雪に積極的に取り組んでいる市町村があることから、着実に増加している。					
	達成見通しの 判断理由	新規に取り組む地区数が徐々に増加しており、R3年度末には目標値を達成したことから「既に達成」と判断した。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県管理道路のうち堆雪可能な路肩を確保した道路延長	H23:1,197km ⇒ H24:1,215km ⇒ H25:1,228km ⇒ H26:1,237km ⇒ H27:1,251km ⇒ H28:1,263km ⇒ H29:1,269km ⇒ H30:1,274km ⇒ R1:1,286km ⇒ R2:1,289km ⇒ R3:1,297km ⇒ R4:1,305	事業効果の早期発現に努め計画的に整備が進められており、順調に進捗している。
雪崩危険箇所における雪崩防止柵、防護擁壁等の整備箇所数	H23:18箇所 ⇒ H24:18箇所 ⇒ H25:18箇所 ⇒ H26:18箇所 ⇒ H27:18箇所 ⇒ H28:19箇所 ⇒ H29:19箇所 ⇒ H30:19箇所 ⇒ R1:19箇所 ⇒ R2:19箇所 ⇒ R3:19箇所 ⇒ R4:19箇所 ⇒ R5:19箇所	計画的に整備を進めており、順調に進捗している。
雪崩危険箇所におけるなだれ防止林、予防柵等の整備箇所数	H23:204箇所 ⇒ H24:205箇所 ⇒ H25:206箇所 ⇒ H26:208箇所 ⇒ H27:209箇所 ⇒ H28:209箇所 ⇒ H29:209箇所 ⇒ H30:211箇所 ⇒ R1:212箇所 ⇒ R2:212箇所 ⇒ R3:212箇所 ⇒ R4:212箇所 ⇒ R5:212箇所	整備着手箇所について、計画的に整備を進めており、順調に進捗している。
県管理道路における道路除雪率	H25:100% ⇒ H26:100% ⇒ H27:100% ⇒ H28:100% ⇒ H29:100% ⇒ H30:100% ⇒ R1:100% ⇒ R2:100% ⇒ R3:100% ⇒ R4:100% ⇒ R5:100% ※平成26年度までは、県管理道路全体に対して算出していたが、冬期に通行を確保する必要がある県管理道路に対して算出するよう見直しを図った。	安定的な除雪体制の維持に取り組んでおり、冬期利用される県管理道路はすべて除雪している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

【道路除雪における動き】 道路除雪については、地元建設企業等に委託しているが、昨今の建設業を取り巻く環境が厳しくなる中、安定的な除雪体制の維持に支障が生じる恐れがある。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判 定 理 由	
雪害のないまちづくり	・道路除雪業務については、地元建設企業等に委託しており、除雪機械の4割程度を地元建設企業等の保有機械を利用している。しかしながら、昨今の建設業を取り巻く環境が厳しくなる中、除雪要員の確保や除雪機械の保有が困難な状況となってきている。 このことから、これまで除雪委託契約内容の見直し(対象経費の拡充や待機費用の見直し)や県から建設企業等に貸与する除雪機械の増強、除雪オペレーターの育成と技能向上を図るための実施研修を行ってきた。また、平成27年度には、新たに除雪オペレーターになる従業員が存在する企業に対し、除雪を行う際に必要となる大型特殊免許の取得費用や除雪機械管理施工技術講習会受講費用を補助する制度を設けた。 ・堆雪帯や消雪装置が設置され、積雪に対応した道路の整備が着実に進んでいる。 ・市町村が実施する地域ぐるみ除排雪体制の整備に対する補助地区数が着実に増加するなど、降積雪時における県民生活がより過ごしやすくなる環境は整ってきている。	
雪害防止対策の推進	・なだれ防止林や予防柵の整備は、過去に雪崩災害が発生した箇所や特に積雪が多く危険度の高い箇所から優先的に着手しており、着実に進んできている。	
雪の文化の継承と創造	・雪国の伝統的な生活文化や冬の催し物等について、ホームページ「とやま雪の文化」にて発信しているところであり、今後も引き続き新しい情報を盛り込んでいくこととしている。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
雪害のないまちづくり	【安定的な道路除雪体制の維持】 ・昨今の建設業をとりまく環境が厳しくなる中、建設企業等においては、除雪オペレーターの確保や除雪機械の保有が困難な状況となってきている。これまで、建設企業等への除雪委託契約内容の見直しや、県から建設企業等に貸与する除雪機械の増強等を図ってきたところであるが、今後とも、安定的な除雪体制の維持に向け検討していく必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	24 犯罪の抑止と交通安全対策の推進
政策目標	犯罪や交通事故の発生しにくい環境づくりが進み、県民が安全で安心して暮らすことのできる社会が実現していること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評 価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
犯罪発生率 (人口1万人当たりの刑法犯認知件数)	61.1件	50.6件	38.3件	44.3件	48.1件	45.6件	達成可能
	指標動向の 補足説明	犯罪発生率は、令和4年より増加したが、令和元年以降、最終目標を下回っており、全国平均(56.3件)も下回っている。					
	達成見通しの 判断理由	犯罪抑止対策の強化等により、刑法犯認知件数は平成13年のピーク時から4分の1以下まで減少しており、今後も、各事業を適切に実施することにより、「達成可能」と判断した。					
交通事故の発生件数・死者数	発生件数 5,163件	3,466件	1,953件	1,878件	3,466件 以下	3,466件 以下	達成可能
	死者数 50人	60人	34人	31人	44人以下	44人以下	
	指標動向の 補足説明	交通事故発生件数は、平成13年から23年連続で減少した。 死者数は、平成・令和を通して最少となる令和2年(26人)より5人増加した。					
	達成見通しの 判断理由	交通事故の発生件数・死者数の更なる減少を目指して、交通事故抑止に資する交通指導取締りの強化、交通安全教育の充実、交通環境の整備等を推進していくことにより、「達成可能」と判断した。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
安全なまちづくりカレッジ 講座開催数	H22:14回 ⇒ H23:25回 ⇒ H24:21回 ⇒ H25:24回 ⇒ H26:24回 ⇒ H27:22回 ⇒ H28:21回 ⇒ H29:24回 ⇒ H30:18回 ⇒ R1:18回 ⇒ R2:14回 ⇒ R3:11回 ⇒ R4:10回 ⇒ R5:10回	防犯ボランティア人材育成のため、防犯活動団体 や学生等幅広い世代への参加を促している。
高齢者運転免許証自主返 納サポート活動の協賛店 舗数	H29:92店舗 ⇒ H30:93店舗 ⇒ R1:115店舗 ⇒ R2:119店舗 ⇒ R3:129店舗 ⇒ R4:147店舗 ⇒ R5:294店舗	高齢者が、運転免許証を返納しやすい環境を整 備するため、協賛企業の更なる拡充に努めている。
部内通訳人の数	R1:61人 ⇒ R2:63人 ⇒ R3:58人 ⇒ R4:56人 ⇒ R5:57人	通訳可能な警察職員を計画的に育成することとし ている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・国は、令和7年までに交通事故死者数を2,000人以下とする第11次交通安全基本計画を掲げている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判 定 理 由	
安全なまちづくりの推進	・地区の安全なまちづくり活動に取り組む地区安全なまちづくり推進センターは、232箇所(R6.3.31現在)設置されており、住民自身の防犯活動として、民間パトロール隊や青色回転灯装備車両によるパトロール活動が県内全域で展開されている。犯罪発生件数はこれまで減少傾向にあったものの、令和5年は増加に転じ、無施錠被害率が全国平均に比べ高いことから、カギかけ防犯コンテストなどのカギかけ防犯推進事業や特殊詐欺被害ゼロ地区運動を実施し、防犯意識の継続的な高揚を図っている。 ・登下校時における子どもの安全確保については、学校安全パトロール隊(R6.4:444隊、28,391人)があり、地域ぐるみによる見守り活動が推進されている。また、警察OB等のスクールガード・リーダー(4名)の設置に対し補助しており、警備のポイント、不審者への対応、危険な場所の問題点等について、学校や学校安全パトロール隊への防犯指導がなされている。また、平成30年6月に文科省他で策定された「登下校防犯プラン」に基づき、全市町村で通学路における防犯の観点の緊急合同点検が実施され、不審者情報に対して、警察・学校・教育委員会の情報共有体制が見直されている。	
交通安全対策の推進	・自動車安全技術の進展や交通事故防止対策、各季交通安全運動、交通安全施設の高度化等により、交通事故件数は減少傾向にある。しかしながら、交通事故死者数に占める高齢者の割合は高い水準で推移している。 ・交通事故死者数に占める高齢者の割合が全国平均に比べ高いことから、高齢者に対する交通安全教育等を実施するとともに、運転者に対し、交通弱者に優しい思いやり運転の実践を促すなど、高齢者に関わる関係機関・団体と連携し、交通事故防止対策を推進している。 ・警察や道路管理者、地域と連携して通学路及び未就学児の集団移動経路等の安全確保対策を進めている。	
警察機能の充実	・高岡エリア及び砺波エリアの警察署整備において、民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、整備手法・スケジュール策定手続きを進めている。 ・射水警察署太閤山交番を建て替え整備した。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
安全なまちづくりの推進	・地区安全なまちづくり推進センターの全小学校区での設置を目指すとともに、同センターの活動の活性化を図る必要がある。また、県民の身近で発生する犯罪を抑止するため、住宅や自転車等の施錠の促進に向け、カギかけ防犯事業を引き続き実施し、県民の意識啓発に努める必要がある。 ・地域を見守る防犯パトロール隊の高齢化、なり手不足の課題を解消するため、大学生及び事業者等の地域防犯活動への参加促進及び防犯意識の高揚を図り、安全なまちづくりを担う人材の育成を行う必要がある。	
交通安全対策の推進	・交通死亡事故の更なる減少を図るために、交通事故死者数に占める割合の高い高齢者の交通事故防止対策をより一層推進する必要がある。 ・昨今の痛ましい交通事故の発生を踏まえ、通学路及び未就学児の集団移動経路等における安全な歩行空間の確保をより強く推進していく必要がある。 ・安全で円滑な道路交通環境を確保するため、老朽化した信号制御機の更新、信号灯器のLED化等交通安全施設の整備を一層推進するとともに、必要性の低下した施設は廃止するなど計画的整備を行う必要がある。	
警察機能の充実	・警察署再編において、高岡エリア及び砺波エリアについては、民間活力導入可能性調査結果を踏まえ、速やかに整備手法・スケジュールを策定するとともに、県東部の新川東エリア及び新川西エリアについても、引き続き地域の意見を聴きつつ、検討を進めていく必要がある。 ・県民の安全・安心を確保する体制を構築するため、長期的な視点に立った治安対策を講じるとともに、初動対応力や夜間警備力の強化、老朽・狭隘化した警察施設の計画的な整備を推進する必要がある。 ・「富山県警察機能強化推進計画」に基づき、警察署再編を含めた機能強化にかかる各種施策を推進する必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	25 地域公共交通の維持活性化と新たな展開
政策目標	県民の生活を支える身近な公共交通サービスが将来にわたって安定的に確保され、高齢者、障害者など誰もが安全で快適に移動できていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
鉄軌道・バスの利用率 (県民1人当たりの県内の鉄軌道・バスの年間利用回数)	39.3回	44.0回	39.8回	39.8回 (R4)	45.5回	47.0回	達成可能
	指標動向の 補足説明	鉄道：②27.2→③27.2→④27.8→⑤28.5→①28.4→②21.4→③21.9→④24.2回 軌道：⑥7.1→⑦7.7→⑧7.7→⑨8.0→⑩8.2→①8.1→②6.1→③7.0→④7.9回 バス：⑥8.9→⑦9.0→⑧9.2→⑨9.5→⑩9.3→①9.0→②6.8→③7.1→④7.6回					
	達成見通しの 判断理由	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、感染拡大前は交通事業者等の利便性向上や利用促進の取り組みにより利用率は増加傾向にあったこと、また、足もとでは回復傾向にあることから、今後の見通しは達成可能に据え置いた。					
地域交通計画を策定している市町村 (まちづくり計画と連携した地域交通計画を策定している市町村数)	5市町 (H24)	9市町	12市町	12市町	12市町村	15市町村	要努力
	指標動向の 補足説明	各市町村では地域の実情に応じて地域交通計画を策定し、地域交通ネットワークの維持・確保に努めている。					
	達成見通しの 判断理由	人口減少や少子高齢化など、地域交通の環境が変化する中でまちづくりと連携した計画の推進が求められており、計画策定を検討中の市町村もあるが、目標の達成には、取組みの継続が必要であり、要努力としている。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
バスロケーションシステムを導入している事業者数	R3:17事業者 ⇒ R4:16事業者 ⇒ R5:16事業者	令和元年度に県内全域の民営・公営バスを網羅した、とやまロケーションシステムを導入した。
公共交通活性化総合対策事業数累計	R3:266事業 ⇒ R4:282事業 ⇒ R5:298事業	活性化調査実施件数は、順調な伸びを示している。
ノンステップバス導入率	R3:75.0% ⇒ R4:80.5%	H12に施行された交通バリアフリー法(H18よりバリアフリー新法)により、交通事業者が新規にバスを導入する際には、低床バスの導入が義務づけられている。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

(1) 地域交通活性化に係る国の動きについて

<H22.12>

- ・国の予算案として、地域公共交通活性化・再生総合事業補助金や鉄道軌道輸送対策事業費補助金、地方バス路線維持費補助金等が地域公共交通確保維持改善事業に集約されることが示された。

<H23.4>

- ・生活交通サバイバル戦略として、これまでの支援策を抜本的に見直した国庫補助スキーム(地域公共交通確保維持改善事業)が構築された。

<H23.9>

- ・「運輸事業の振興の助成に関する法律」が施行され、運輸事業振興交付助成金の交付について、都道府県の努力義務が課された。

<H25.12>

- ・「交通政策基本法」が成立し、交通政策の基本理念や関係者の責務、理念を体现する基本的施策等が示された。

<H26.5>

- ・「改正地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が成立し、持続可能な地域公共交通網の形成に資するための地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画が位置付けられた。

<H27.2>

- ・「交通政策基本計画」が閣議決定され、交通に関する施策の基本的方針や目標、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等が示された。

<R2.5>

- ・「改正地域公共交通活性化再生法」が成立し、地域の交通網維持に向けた計画策定が自治体の努力義務とされた。

<R5.2>

- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、地域公共交通計画への記載に努める事項として、地域の関係者相互間の連携に関する事項が追加された。

(2) 地域交通活性化に係る県内の動きについて

<H20.2>

- ・富山市が、地域交通活性化・再生法に基づく「軌道運送高度化実施計画」の全国第1号認定を受け、路面電車の環状線化事業において、軌道の上下分離方式が導入されることとなった。

<H21.3>

- ・万葉線に新型低床車両全6編成の導入が完了した。

<H21.12>

- ・富山市内電車環状線が開業した。

<H22.3～24.3>

- ・富山地鉄(市内電車)に交通ICカードが導入され、富山ライトレールの交通ICカードとの相互利用が開始され、利便性の向上が図られた。また、順次、富山地鉄(バス)及び富山地鉄(鉄道)にも交通ICカードが導入された。

<H27.3>

- ・北陸新幹線、あいの風とやま鉄道が開業した。また、富山地鉄の新黒部駅(H27.2)と城端線の新高岡駅が開業した。
- ・富山地鉄市内電車が富山駅に乗り入れた。あいの風とやま鉄道に交通ICカードが導入された。

<H30.3>

- ・あいの風とやま鉄道の高岡やぶなみ駅が開業した。

<H31.3>

- ・富山地鉄不二越線の栄町駅が開業した。

<R1.11>

- ・県内全域を網羅したバスロケーションシステム(とやまロケーションシステム)の運用を開始した。

<R2.2>

- ・富山地方鉄道が富山ライトレールを吸収合併し、3月より南北接続し富山軌道線(市内電車区間)と富山港線(富山ライトレール区間)の直通運転を開始した。

<R3.3>

- ・富山地鉄富山港線のオークスカナルパークホテル富山前停留所、龍谷富山高校前(永楽町)停留場が開業した。
- ・あいの風とやま鉄道が東富山駅東口の供用を開始した。
- ・MaaSアプリ「myroute」が富山エリアでサービスが開始された。

<R4.3>

- ・あいの風とやま鉄道の新富山駅口が開業した。
- ・バスロケーションシステム(とやまロケーションシステム)に富山軌道線・富山港線の情報を追加した。

<R4.12>

- ・バスロケーションシステム(とやまロケーションシステム)に万葉線の全車両の情報を追加した。

<R5.8>

- ・令和5年8月実施の官民協働事業レビューにおいて、「公共交通の現状や課題について、県民に広く情報提供を」「公共交通機関を使った方が安くなるというアピールが必要」との意見あり。

<R6.2>

- ・持続可能で最適な地域交通サービスの確保に向けて、「富山県地域交通戦略」を策定した。
- ・JR城端線・氷見線について、沿線4市や交通事業者とともに、新型鉄道車両の導入等を盛り込んだ「城端線・氷見線鉄道事業再構築実施計画」を策定し、国の認定を受けた。

<R6.3>

- ・バスロケーションシステム(とやまロケーションシステム)に富山地方鉄道鉄道線の情報を追加した。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判定理由	
総合的な地域公共交通体系の構築の推進	・R6.2に「富山県地域交通戦略」を策定し、持続可能で最適な地域交通サービスを確保するため、計画期間(R6～R10年度)において関係者でともに取り組む施策等についてとりまとめた。市町村や交通事業者等と連携し、戦略の着実な実施に取り組んでいく。	
地域公共交通ネットワークの維持活性化	・鉄軌道やバスなどの公共交通利用者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大幅に減少した。また、燃料価格高騰等の影響により、交通事業者をとりまく経営環境は依然として厳しい状況にあり、R6.2に策定した「富山県地域交通戦略」に基づき、地域交通サービスの確保・向上のため必要な施策について、関係者とともに取り組んでいく。	
地域のニーズに対応した公共交通サービスへの支援	・ノンステップバス導入費用の補助など低床車両の導入への支援をしており、導入割合は概ね順調に進んでいる。また、地域の実情とニーズに対応した公共交通サービスが展開されるよう、県内におけるMaaSや新たなモビリティサービス等の創出・普及を推進しているところであり、引き続き、公共交通サービスの充実に努めていく。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
総合的な地域公共交通体系の構築の推進	・交通機関相互の接続利便性の向上等に向けた交通事業者間の連携協力を図り、先進的な取り組みの情報収集や関係者間での情報共有を推進し、地域公共交通サービスの充実に努めていく必要がある。	
地域公共交通ネットワークの維持活性化	・燃料価格高騰の影響や新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にある交通事業者に対し必要な支援を行うとともに、人口減少・高齢化や環境問題への対応、まちづくり、観光振興などの観点から、引き続き公共交通の維持活性化や利用促進に取り組んでいく必要がある。	
地域のニーズに対応した公共交通サービスへの支援	・交通空白地が依然として存在していることから、地域住民の足として、地域の実情に応じた交通手段を確保し、利用促進を図っていく必要がある。また、乗継の改善を求める意見が多いことから、公共交通機関相互の接続利便性を向上させていく必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	26 安全・安心で豊かな住環境づくり
政策目標	耐震性やバリアフリー性能等を備えた地球環境にもやさしい住まいで、それぞれのライフステージに応じて豊かな住生活が営まれていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評 価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
住宅の耐震化率 (新耐震基準(1981<S56>年基準)が求める耐震性を有する住宅の割合)	68% (H20)	72% (H25)	80% (H30)	80% (H30)	84%	91%	達成可能
	指標動向の 補足説明	住宅の耐震化率は、平成20年の68%からの5年間で4ポイントの伸びになっていたが、その後の5年間で8ポイントの伸びとなっており、現在のところ、目標に対して概ね順調に推移してきている。耐震化率の大きな要素である住宅の新設・建て替え等の戸数は下げ止まりの傾向にあるものの、建材の高騰及び供給不足の影響もあり、動向を注視していく必要がある。					
	達成見通しの 判断理由	耐震化が進む要素として、住宅の新設、建て替え、耐震改修があり、景気が回復し建て替えが進めば一定の耐震化率改善は見込めると考えられるが、建材の高騰及び供給不足により、要素の大部分を占める建て替えも鈍化することが懸念される。また、特に持ち家の多い本県においては、高齢社会の到来とともに耐震性能の低い古い住宅への投資意欲の低下傾向が強くなり、自然な率の向上が見込みにくい状況にある。 一方、令和6年能登半島地震以降、耐震診断支援実績は急速に増加しており、耐震化に対する住民意識が高まっているため、目標は「達成可能」とした。					
高齢者が居住する住宅の バリアフリー化率 (65歳以上の者が居住する住宅のうち、2か所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消に該当するものの割合)	40% (H20)	46% (H25)	48% (H30)	48% (H30)	60%	75%	要努力
	指標動向の 補足説明	高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、住宅・土地統計調査の平成30年度調査では48%となり全国3位と他県に比べ高い水準にあり、今後も上昇すると考えられる。					
	達成見通しの 判断理由	バリアフリー化率は、平成25年と比較すると平成30年は2%増(全国3位)となり、着実に上昇しており、また「高齢者が住みよい住宅改善支援事業費補助金」も利用されているものの、現時点では目標との乖離が大きいため、「要努力」とした。					

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
木造住宅の耐震診断戸数 (累計)	H22:1,071戸 ⇒ H23:1,543戸 ⇒ H24:1,802戸 ⇒ H25:2,044戸 ⇒ H26:2,235戸 ⇒ H27:2,419戸 ⇒ H28:2,732戸 ⇒ H29:2,866戸 ⇒ H30:3,040戸 ⇒ R1:3,204戸 ⇒ R2:3,384戸 ⇒ R3:3,611戸 ⇒ R4:3,809戸 ⇒ R5:4,366戸	令和6年能登半島地震の影響から、申し込み件数は急増傾向にある。
県営住宅のバリアフリー 住戸数(各年度末時点ス tock数)	H22:497戸 ⇒ H23:503戸 ⇒ H24:505戸 ⇒ H25:508戸 ⇒ H26:512戸 ⇒ H27:516戸 ⇒ H28:518戸 ⇒ H29:518戸 ⇒ H30:518戸 ⇒ R1:518戸 ⇒ R2:520戸 ⇒ R3:521戸 ⇒ R4:521戸 ⇒ R5:521戸	対象住戸に空きがある場合、年間平均1戸程度の改修工事を行い、着実に増加している。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

1. 国の動き ・住宅や建築物の安全対策を総合的に推進するため、平成21年度に住宅・建築物安全ストック形成事業が創設され、耐震改修に係る補助要件が従来よりも緩和された。また、平成30年度に住宅の耐震化に向けて積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした住宅耐震化を総合的に支援する新たなメニューが創設されている。 ・令和3年3月に、住生活基本法に基づく国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画(住生活基本計画(全国計画))が定められた。 ・その他の動きとして、平成24年度に木造住宅生産体制強化推進協議会の設立や平成28年度に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による建築物のエネルギー消費性能に係る認定制度の創設などをはじめとするエコ住宅の推進を図る政策に重点がおかれている。
2. 市町村 ・令和元年度から、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す等の取組を行っている。
3. 民間の動き ・富山市の中心市街地において、分譲共同住宅を含む総曲輪三丁目地区(分譲共同住宅206戸)が令和元年5月に完成しており、現在、中央通りD北地区で事業実施中。 ・射水市の重点密集市街地において、住宅市街地総合整備事業による共同住宅28戸(分譲10戸、賃貸18戸)が平成25年4月に、共同住宅23戸(分譲5戸、賃貸18戸)が平成28年3月に完成した。 ・高岡市の中心市街地において、現在、高岡駅前東地区で分譲共同住宅や商業施設等を含む事業が令和5年10月に完成した。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要	
施策名	判 定 理 由	
住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の促進	・耐震改修支援実績は累計491件となり、住宅の耐震化は着実に進んでいる。令和5年度の支援実績は37件と、近年と同等程度の実績であるが、耐震診断支援実績が令和4年度(198件)から令和5年度(557件)へ急増しており、この需要を耐震改修につなげるため、より一層の施策の推進が必要である。 ・高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、全国3位となり高い水準であり、また、高齢者が居住する既存住宅では「高齢者が住みよい住宅改善支援事業費補助金」の利用がR5年度で年間23件あったことから住宅のバリアフリー化の促進は順調に進んでいる。	
地域の特性に応じた良質で快適な住環境の整備	・富山市の中心市街地における市街地再開発事業等による分譲共同住宅の供給により、まちなかの居住環境の整備は順調に進んでいる。また、射水市の重点密集市街地における住宅市街地総合整備事業により、防災性の向上と老朽住宅の建替えが順調に進んでいる。 ・県産材を利用した木造住宅への補助制度「とやまの木で家づくり支援事業」を実施しており、県産材を使用した住宅の普及促進に努めている。 ・国勢調査における「住宅に住む一般世帯の持ち家の割合」及び住宅・土地統計調査における「1住宅当たり延べ面積」は、いずれも全国トップクラスとなっており、今後も高い居住水準を維持すると考えられる。 ・空き家対策官民連絡協議会の開催による情報提供、空き家等の流通促進に取り組む民間団体による空き家コーディネーターの設置事業に支援するなど、空き家対策に取り組んでいる。	
住宅市場の環境整備と住宅セーフティネットの充実	・県営住宅のバリアフリー化を進める事業を毎年度実施するなど、高齢者、障害者、低所得者等の居住の安定を図るための公営住宅の改善は順調に進んでいる。 ・住宅セーフティネット制度について、居住支援法人の指定や関係団体・市町村への制度周知、セーフティネット住宅の登録等順調に進んでいる。	

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の促進	・木造住宅の耐震診断・改修支援戸数は着実に件数を伸ばしているが、目標達成に向けてそのペースを更に上げる必要がある。本県は住宅の延べ床面積が他県に比べて大きく耐震改修費用が比較的高額になる傾向があることから、工事費を抑えることができる手法の普及を図る必要がある。また、支援制度を活用してもらうため、引き続き、普及啓発活動を継続して行う必要がある。	○
地域の特性に応じた良質で快適な住環境の整備	・人口減少社会の到来等により、今後空き家が増加し、景観、環境、防犯上の問題が懸念されていることから、空き家の解消対策とあわせて発生防止対策を推進する必要がある。	
住宅市場の環境整備と住宅セーフティネットの充実	・住宅セーフティネット制度について、居住支援法人と市町村、関係団体の連携を強化していく必要がある。	

政策の柱	安心とやま	政策名	27 消費生活の安全の確保
政策目標	県民誰もが、消費者トラブルに巻き込まれず、また、医薬品の安全性などに不安を感じることなく、安心して生活を送っていること。		

1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R4	R5	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
消費生活相談解決率 (県消費生活センターに対する相談総数のうち、助言等により解決した割合)	98.7%	98.2%	98.8%	97.8%	100%に近い 水準	100%に近い 水準	達成可能
指標動向の 補足説明	・相談内容が複雑・多様化しているが、相談解決率は概ね90％台後半を維持しており、ほとんどの消費生活相談に対して適切に対応している。						
達成見通しの 判断理由	・相談内容は今後さらに複雑・多様化することが予想されるが、消費生活相談に対して、自主交渉のための助言、斡旋解決、情報提供などを行うことにより適切に対応し、消費生活相談員の資質向上などに努めることで、達成可能と判断した。						
消費生活に関する講座を受講した高校生の割合 (県内の高校生のうち、消費生活センター等が行う消費生活出前講座を受講した割合)	17% (H24)	23%	32%	30%	26%	30%	達成可能
指標動向の 補足説明	・新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着き、30％台を維持している。						
達成見通しの 判断理由	・令和4年4月からの成人年齢の引下げ(20歳⇒18歳)に伴い、各種機関における大学生や高校生等に対する消費生活に関する講座の開催が強化されているため、今後も受講率が目標を超える見込みであると判断した。						

2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
消費生活啓発講座の開催回数	H24:94回 ⇒ H25:84回 ⇒ H26:104回 ⇒ H27:72回 ⇒ H28:68回 ⇒ H29:86回 ⇒ H30:92回 ⇒ R1:97回 ⇒ R2:45回 ⇒ R3:55回 ⇒ R4:85回 ⇒ R5:82回	新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、以前の開催回数に戻りつつある。
薬の消費者教室の開催回数	H24:38回 ⇒ H25:33回 ⇒ H26:22回 ⇒ H27:35回 ⇒ H28:48回 ⇒ H29:38回 ⇒ H30:32回 ⇒ R1:36回 ⇒ R2:18回 ⇒ R3:34回 ⇒ R4:26回 ⇒ R5:18回	過去の開催回数は、概ね年間20～30回台で推移している。
生活衛生関係営業施設監視件数(富山市を除く)	H24:1,121件 ⇒ H25:1,075件 ⇒ H26:1,288件 ⇒ H27:1,139件 ⇒ H28:1,220件 ⇒ H29:964件 ⇒ H30:928件 ⇒ R1:868回 ⇒ R2:698回 ⇒ R3:514回 ⇒ R4:447回 ⇒ R5:548回	新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、監視件数が増加した。

3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・政府は、消費者・生活者の視点に立つ行政への転換を図るため、消費者の視点から政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁を平成21年に設置し、消費者行政の一元化に取り組んでいる。また、消費者庁は、これまで地方消費者行政活性化基金により地方の消費者行政を推進していたが、平成26年度国補正予算において、基金を引き継ぎ創設された地方消費者行政推進交付金や地方消費者行政強化交付金等により、引き続き地方の取組みを支援されているところである。
・消費者教育の推進に関する法律がH24.12月に施行され、消費者教育を総合的・一体的に推進することとし、また、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」がH25.6月に閣議決定され、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進することとされた。県では法第10条第1項の規定に基づき、H26.12月に「富山県消費者教育推進計画」を策定(H31.3月に改定)し、ライフステージに応じた消費者教育を推進していくこととしている。
・成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が成立し、令和4年4月1日以降、18歳でも親の同意なしに携帯電話や各種ローンの契約締結が可能となった。若年層の消費者被害が懸念されるため、若年層保護を明確化した改正消費者契約法が成立し、令和元年6月から施行されている。また、靈感商法等による消費者被害の深刻化に対応するため、消費者契約法等の改正並びに不当寄付勧誘防止法が成立し、令和5年1月5日に施行されている。
・令和元年12月に公布された改正医薬品医療機器等法が令和3年8月1日に施行され、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有する「地域連携薬局」と「専門医療機関連携薬局」の認定制度が開始された。
・食品衛生法改正により、令和3年6月から、原則全ての食品等事業者は、国際的な衛生管理手法であるHACCP(工程管理により安全性を確保する衛生管理手法)に沿った衛生管理の実施が求められ、一定程度導入が進んだことから、定着に向け支援していくこととしている。
・令和4年8月に開催された官民協働事業レビューで、動物管理センターの機能や施設整備の拡充が必要と評価されたことを受け、令和5年度、富山県動物管理センターあり方検討会、動物愛護に関する県民意識調査及びパブリックコメント等を実施し、動物管理センターに求められる役割・機能、今後の動物管理センターの整備方針等をとりまとめた。令和6年度は、本書の内容を踏まえ、基本計画の策定及び民間活力の導入可能性を調査することとしている。

4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況 A 概ね順調	
施策名	判定理由
安全・安心な消費生活の実現	・地方消費者行政強化交付金を活用し、富山県消費者教育推進計画に基づき、市町村と連携して消費生活相談窓口の機能強化や消費者啓発活動、消費者教育等に重点的に取り組んでいる。 ・高齢者、若者を狙った悪質商法やインターネットサービス等における悪質で巧妙な手口の出現などにより、相談内容が多様化・複雑化しているが、消費生活相談については、ほぼ適切に対応している。
医薬品や危険物の安全性の確保	医薬品等の安全性の確保については、医薬品製造所等への立入検査や、無承認無許可医薬品の買い上げ調査などにより不良医薬品等の製造・流通の防止を図っているが、県内の医薬品製造所において、不適切な医薬品製造が発覚し、行政処分を行った例が発生した。 薬の消費者教室等の開催を通じて、薬の正しい使い方などの知識が県民に普及しつつあると考えられる。 高圧ガスによる事故の未然防止について、高圧ガス取扱事業所への立入検査や講習会等を通して、設備管理の指導・助言や保安技術高度化の普及啓発等を行い、安全管理の促進を図っている。 また、LPガス販売事業者等を通して、ガス漏れ警報器やCO警報器などの安全器具の普及や消費機器の安全な使い方についての啓発を行い、消費者の安全の確保に取り組んでいる。
動物愛護思想の普及啓発や適正飼育の推進	動物ふれあい教室や動物愛護フェスティバル、愛犬のしつけ方教室等を通して、県民に動物愛護思想や適正飼育の普及啓発を行っている。 また、ボランティアと協働し、譲渡を推進することにより、県内の致死処分頭数の削減を行っている。
衛生的な生活環境の確保	生活衛生関係営業施設への監視指導による衛生水準の維持向上を図るとともに、衛生管理手法の普及啓発や設備改善への支援を行っている。 また、県生活衛生営業指導センターによる研修会等、消費者サービス向上のための支援に取り組んでいる。

5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
安全・安心な消費生活の実現	市町村の消費生活相談体制の整備:住民に最も身近な市町村における消費生活センター設置や相談員の新規又は増員配置等相談窓口の機能強化を図っていく必要がある。 また、県消費者教育推進計画に基づき、関係者と連携・協力して、生涯にわたる消費者教育を体系的・効果的に推進していく必要がある。	
医薬品や危険物の安全性の確保	医薬品製造所等への無通告査察を実施するとともに、引き続き、無承認無許可医薬品の買い上げ調査などを実施し、医薬品等の安全性の確保、再発防止及び信頼回復を図る必要がある。 また、引き続き、県民に対して薬の消費者教室等を開催し、薬の正しい使い方などの知識の普及啓発を図る必要がある。 高圧ガス取扱事業者の安全管理の促進:高圧ガス事故の未然防止のため、引き続き、高経年施設の適正管理を図るとともに、保安技術の高度化を推進する必要がある。 LPガス消費者の安全の確保:LPガス消費者による事故防止のため、引き続きガス漏れ警報器などの安全器具の普及や、ガスの安全な使い方、点検方法について啓発する必要がある。	
動物愛護思想の普及啓発や適正飼育の推進	不適正飼養等を防止するため、関係機関等と連携、協力し、さらなる動物愛護思想の普及啓発を推進していく必要がある。 動物管理センターに必要な役割や機能を整理し、動物管理センターの機能強化を図っていく必要がある。	
衛生的な生活環境の確保	生活衛生関係営業施設への衛生管理指導の充実:生活衛生関係営業のサービス提供におけるより一層の安全性を確保するため、監視指導の徹底を図るとともに、消費者への啓発や事業者の自主的な取り組みを促進していく必要がある。	